

第七回 国会 厚生委員会 公聴会 議 録 第一号

(五四八)

昭和二十五年四月一日(土曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 堀川 恭平君
委員 青柳 一郎君 理事 橋本 直治君
理事 金塚 孝君 理事 菊田アサノ君
理事 金子重雄君
大和田義榮君
高橋 等君
丹羽 彪吉君
丸山 直友君
福田 昌子君
出席公述人

全日本民生

委員連盟会長

日本社会事業

協会の理事

中央児童福祉

審議会の委員

財団法人浴

風会常務理事

千葉原君津郡

中村助役

至誠会第二

病院患者代表

日本医師会理事

元明治学院教授

民生委員

健康會議社

編集長

委員外の出席者

議員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

本日の公聴会で意見を聞いた事件

生活保護法の全面的改正について

○堀川委員長 これより厚生委員会の生活保護法案に関する公聴会を開会いたします。
この際、公述人諸君に一言申し上げます。
本日は御多用中にもかかわらず、当委員会の公聴会に、公述人として進んで御出席下さいましたことにつきまして、委員長一同を代表いたしまして、委員より厚く御礼申し上げます。

すでに御承知の通り、現行の生活保護法が、昭和二十一年十月一日に施行されて今日に至るまでに、国の行方救済福祉の面において果した役割は、まことに重大、かつ意義深いものであつたことは申すまでもないこととありますが、他面、当委員会におきましては、昨年来、緊急なる重要問題として取上げました未亡人母子福祉の問題、遺族援護の問題、その他国民の福祉に関する諸問題を、いろいろ検討いたしました結果、生活保護法の現行制度においては、各種の欠陥があることが指摘されまして、また内閣に設けられた社会保障制度審議会においても、現行の生活保護法を緊急に改善、強化すべきであるとの勧告を發しましたので、政府におきましても、今回全面的改正と相なつたわけであらうと存するのであります。

お手元に差上げておきます法案をあらんになりますればおわりの通りでありますが、今回の改正の案には、憲

法第三十五條の規定に感ぜられた理念に

基き、まずその目的を、生活に困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障し、その自立を助長することと明記し、あるいは不服の申立ての道を開き、あるいは本法実施の主体となるもの及び協力するものを明らかにいたしておるのであります。また教育扶助及び住宅扶助の制度を創設し、あるいは医療機関について指定制度を設け、監査制度を実施することと相なつております。

このように画期的な改正は、国民に非常に大きな影響を與えるものと考えられて、本法案につきましても、当委員会も特に慎重に審議いたしておるわけでありまして、加ふるに、かかる重要法案につきましても、広く国民の輿論を反映せしめるとともに、多年にわたる、厚生福祉の業務に携さつておられる各位の御意見を拜聴いたし、審査に万全を期すべきであるとの委員会の意思によりまして、本日公聴会を開き、各位の御足労を願つた次第であります。

公述人におかれましては、本問題について、あらゆる角度から忌憚なき御意見を御発表くださるようお願いいたします。ただ時間の都合上、公述の時間は一人二十分以内といたしますが、公述の後に、委員諸君より質疑があることもございますから、これに對し、もしも忌憚なくお答え願いたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、衆議院規則の定めるところによりまして、公述人が發言しようとするときは、委員長が許可を得なければなりませんし、その發言につきましても、意見を聞こうとする問題の範囲を越えてはならないのであります。また委員は、公述人に質疑をすることができませんが、公述人は委員に質疑をすることができません。以上御含み願ひたいと存するのであります。

次に、公述人諸君が御發言の際は、便宜上、壁頭に職業または所属団体並びに御氏名を述べていただくことと存じます。なお、發言の順位は、勝手ながら委員長のきめさせていただきます。それから、これは委員諸君に申し上げますが、公述人に対し御質疑は、あるいはその都度お聞きしたい委員がおられるかもしれませんが、時間の都合上、要務のため早く帰られる方、または御出席が遅れて、おいでにならない方を除いては、一應全部の公述をお聞き取りくだされたいと存じます。質疑をすることにはいたしたいと存じますから、さう御了承願ひます。

それではまず原泰一君に發言願ひます。原泰一君は、次に急用がありまして、原泰一君に對しましては、ただちに委員の諸君から御質疑願ひたい、かように存じます。原泰一君。
○原公述人 ただいま委員長からお言葉のありましたように、私は、この生活保護法の第一線のことを取扱つております全国の民生委員の世話をいたしております全日本民生委員連盟の会

議長規則の定めるところによりまして

て、公述人が發言しようとするときは、委員長が許可を得なければなりませんし、その發言につきましても、意見を聞こうとする問題の範囲を越えてはならないのであります。また委員は、公述人に質疑をすることができませんが、公述人は委員に質疑をすることができません。以上御含み願ひたいと存するのであります。

次に、公述人諸君が御發言の際は、便宜上、壁頭に職業または所属団体並びに御氏名を述べていただくことと存じます。なお、發言の順位は、勝手ながら委員長のきめさせていただきます。それから、これは委員諸君に申し上げますが、公述人に対し御質疑は、あるいはその都度お聞きしたい委員がおられるかもしれませんが、時間の都合上、要務のため早く帰られる方、または御出席が遅れて、おいでにならない方を除いては、一應全部の公述をお聞き取りくだされたいと存じます。質疑をすることにはいたしたいと存じますから、さう御了承願ひます。

それではまず原泰一君に發言願ひます。原泰一君は、次に急用がありまして、原泰一君に對しましては、ただちに委員の諸君から御質疑願ひたい、かように存じます。原泰一君。
○原公述人 ただいま委員長からお言葉のありましたように、私は、この生活保護法の第一線のことを取扱つております全国の民生委員の世話をいたしております全日本民生委員連盟の会

議長規則の定めるところによりまして、公述人が發言しようとするときは、委員長が許可を得なければなりませんし、その發言につきましても、意見を聞こうとする問題の範囲を越えてはならないのであります。また委員は、公述人に質疑をすることができませんが、公述人は委員に質疑をすることができません。以上御含み願ひたいと存するのであります。

次に、公述人諸君が御發言の際は、便宜上、壁頭に職業または所属団体並びに御氏名を述べていただくことと存じます。なお、發言の順位は、勝手ながら委員長のきめさせていただきます。それから、これは委員諸君に申し上げますが、公述人に対し御質疑は、あるいはその都度お聞きしたい委員がおられるかもしれませんが、時間の都合上、要務のため早く帰られる方、または御出席が遅れて、おいでにならない方を除いては、一應全部の公述をお聞き取りくだされたいと存じます。質疑をすることにはいたしたいと存じますから、さう御了承願ひます。

それではまず原泰一君に發言願ひます。原泰一君は、次に急用がありまして、原泰一君に對しましては、ただちに委員の諸君から御質疑願ひたい、かように存じます。原泰一君。
○原公述人 ただいま委員長からお言葉のありましたように、私は、この生活保護法の第一線のことを取扱つております全国の民生委員の世話をいたしております全日本民生委員連盟の会

長をいたしております原泰一でございます

ます。従いましてただいまから私の申し上げますことは、全国の民生委員たちの考へております意見をまとめましたもののようにお聞き取りいただきまして、大した相違はない、こう考へておりますので、どうぞそのお含みでお聞き取りを願ひます。

私の、この生活保護法案に對しまする考へは、この法案に盛り込まれておりますことは、ただいま委員長のお言葉にありましたように、全面的に考へられております点は、民生委員といたしまして、かね／＼願つておつたところでもありますし、また社会保障審議会といたしまして、その線に沿つて勧告いたしておつたところでもござい

ますから、この全体におきまします趣旨につきましても、賛成の意を表するものでございします。しかしただこの法の第三十二條にございします、民生委員のことを規定しております簡條につきましては、民生委員といたしましては、かね／＼願つていなかった、思ひがけないこととありますので、民生委員といたしましては、今まではこの法律の最先端のお手伝いをするものとして、このことに従事いたしておつたのでございします。だ／＼仕事も事務的に運んで来ておることとございしますから、さういふ意味におきまして、事務処理に當つてくれる、いわゆる有給吏員というものをぜひ置いてもらいたいということは、いつでも催してあります。全開大会なり、あるいはまた各

地の大会におきまする会員の要望でございますが、しかしこういうふうな協力機関になつて行くことになるにつぎましては、これは予想していいなかつたことではないかと、もしもこのういふふうなことになるか、その結果として、私どもの考えておるところによりますれば、よくない結果を招来して来るのではなからうかと、いふふうに考えております。それで結論から申し上げますならば、民生委員は、元は補助機関でありましたが、今度は協力機関にされるということになります。協力機関になると、これがわき役として頼まれる。ここにございまして、頼まれるときにお手伝いをすればよいというふうな程度ではなく、ほんとうに有給吏員と一緒になつて、要保護者を守つて行く。こういうかたちになることを望んでおるのであります。この原案の通りでございまして、おそろく民生委員は浮いて来るのではないかと、現にすでに浮いてしまつておる。これと似たような措置が地方でとられておる。民生委員はこれを社務七十二号と称しておるのでありますが、そのような措置のとられておるところでは、民生委員が浮いて来る。そしてあとで申し上げるような、弊害も起つて来ておる。その援護される人が、ほんとうに援護の実をあげられて行くようにして参りますためには、協力機関となりまして、離れてやつて行くのではなく、有給吏員と一緒になつて、協力してやつて行くことではないかと、それならぬと考へておるのでございます。それでそう申し上げますことは、最

初に、どうして民生委員が公的扶助のことに携わつて来たかというのを、ごく簡単に申し上げた方がいかと存じますのであります。以前に民生委員は方面委員という言葉を使つておつたのであります。その方面委員時代には完全に自主的活動、任意活動をする機関として、援護のことに携わつておつたのでございます。ところが昭和の初め、いわゆるデフレーションの激しいときになりました。任意活動だけでは、その大量の援護を要する人が出たのであります。それからどうも公的扶助の制度をつくらなければならぬというので、全国の当時の方面委員が大運動をいたしました。救護法というものをつくつてもらつたのでございます。それが昭和七年の一月から実施をされたのでございまして、その実施をされるにあたり、方面委員というものを別に置くことは、かえつて弊害があるのではないかと、一人の援護家庭に対して、何人もの違つた人が入り込んで救護をやつて行くというところは競合、重複するおそれがある。これはどうしても一人の人に頼んでまかしたらい。それに相當の経験を持つておる方面委員に頼んだらよいということにございまして、方面委員が、その末端の公的扶助も任意活動もやつて行くというので活動をやつて来たのでございます。従いまして終戦後の昭和二十一年において、新しい憲法の趣旨に則つて、生活保護法というものができたのでございます。この生活保護法施行の末端における第一線機関としましては、方面委員をこれに充てるのだという事になりまして、方面委員では少し恩恵的なに

おいがするからというので、名前に民生委員と改めて、生活保護法の新しい意味を盛つた、その国の責任として行つた制度の第一線の機関として、施行に當つて来たという実情であつたのでございまして。それで最近どうしてそれがこころいふ問題を起して来たかということにございまして、それは原則的には、公的扶助は公的機関でという原則論に立脚して論じられて来たのが一つ。それから他の方面では、民生委員の扱いにつきましては、どうも科学的でないという批評が出ました。あるいはまた人格的にいかにわしい人がある。あるいはまた救護、漏救があるなどという事を言われて参りまして、これが必要であるというふうなことで、その論議をされて参つたのでございまして。しかしこの人たちに於いて弁解をしておると時間がございます。ただ一言申し上げたいのでございまして、科学的でないということにつきましては、科学的とは何ぞやということになるのでございますが、私も専門ではない。科学的とは必ずしも論理ばかりではない。実験に基礎を置いたものにもや。民生委員が長い間生活の面において実験を重ねて来た。その実験に基礎を置きましたものには、やはり科学的な基礎があるわけにございまして。そうして漏救、漏救がある。あるいはまた人格的にいかにわしい者があつた。二万五千人からいふことは、全部が正しい人といふことはできないのでございまして、概して私どもの考へておるところでは適作者が當つておる。むしろ一、二例外はあ

るのであります。少数の人によつて全部の者を批判して行くことはいかぬと考へておるのでございまして。そこで今この問題の焦点に移るのでございまして、有給吏員に置きかえるということにございまして、私はまず第一にそういう有給吏員が現在十二万五千人おります民生委員にかわつて仕事をしに行くという事は、日本の今日窮乏しております国の財政、地方財政ではほとんど不可能に近いと考へます。第二にまた非難されておりますように、科学的であるとか、あるいはまた救護、漏救がないように、人格的に適正な人を選んで行くとしたならば、有給吏員にはたしてそういうような人が選んでいただけるかどうか。ただ生活保護法の金をくれるだけならばともかく、その人を指導し、その発見も適切にして行くということになります。適任者はごく少数しかないと思ひますが、日本に社会事業学校が二つございまして、そこから出て来る者は年に百人か二百人、今後ふえるにしてもそうたくさんふえないという現状におきまして、どうしても間に合はぬ人をおきまことに充てて行かなければならぬということになります。民生委員の中からよい人を選んで、どつちがいいかといふことを考へて参ります。やはり適任者は得られないことになるのではなからうかと存じます。

第三は日本の地理的、社会的条件といふものを考へますと、アメリカのやうに一人の人が自動車を持ち、それでかけまわつて五十人なり、百人なりの要保護者の生活を見られるのと違い、一つの村の中に山あり、谷あり、それに通うのはどうしてもテカラねばならぬといふことでは、その数はとても得られぬといふことになるのではなからうかと思ひます。第四に私も考へます。有給吏員といふことになる。いわゆるお役人さんになる。長い先のこととはにかくといたしまして、現在においては官僚主義といふほどの強い言葉は申さないといひました。とにかくお役人さんの扱い方で要保護者に接して行くことになると思ひます。その一つの例をあげて申し上げます。米屋さんが非常にサービスがよかつた。その人たちが一たび配給公団の準公吏になられまして、たちまちにして配給公団の店先に行列をさせるという状況であります。有給吏員になつた場合に一番困るのは、要保護者だと考へるのでございます。

第五には一人の有給吏員がいたします場合には、どうしてもボス勢力に左右されて、そうして援護をふやして行くといふことになるのではなからうかと存じます。現在すでに民生委員の協力体制がずつととられておるところにおきましては、要保護者の救がずつととられておる。民生委員が、現在すでに現れておる。ありまして、おそろく今日予算に盛られておる百五十億は、もしもこの体制から民生委員をほんとうにはずして、求められたときだけにやるといふやうなやつを考へて参りましたならば、おそろく来年の決算期におきましては、生活保護の費用が、ぐつとふえて行くのではないかと考へておるのでございまして。民生委員におきましては、むしろそういう点はありますけれども、民

個人差を持つておりまして、非常に寛大な人、非常に厳格な人、いろいろ民生委員にもそういう点があるのであります。ところが、厳格な人にもあります、なかなか援護を受けられませんが、簡単に援護を受けられる人にもあります、簡単に援護を受けられる。こういうかっこうになるのであります。民生委員の場合には、民生委員協議会にかけて、そこに出ておる人たちに協議の上で決定するという建前になつておるのでございますから、こういう厚薄を生ずるということとは、まづないということになつておるのであります。一人の有給吏員が扱うということになれば、その結果は、土地土地、人々によりまして、非常に大きな相違が現われて来るのではないかということを心配いたすのでございます。

ポラチヤー・サービスで奉仕者であるから、片手間だということを言われているのでございますが、しかし事実どうかというのを考えてみなければならぬと思うのでございます。フル・タイムと言いましても、朝九時から出で晩五時に終わりますれば、それは八時間でございます。それ以上になれば、時間外手当というような問題も起きて来るのでございましょう。それではその時間外の場合は一体だれがやるのか。だれが世話するのか。援護を要するような医者の世話とか、出産の世話というようなことは、夜中にも起きますし、また朝早くも晩にも起る。そういうようなことを一体だれが世話するのか。有給吏員がそこになければ、一体どうするのかというような問題が起きて来るのでありまして、民生委員はその土地の人をもつて充てるといふ

にしろ、その瞬間をもつていたし、それば、やつぱりその土地の人で中正賢健。しかも徳望のある人としての仕事のしぶりができるのではないかと考えておるのでございます。

その次の点は、民生委員はいつでも国家の政策の非常に忠実な協力者があつたということでございます。いつでも政府の方針に従ひまして、国の指示される方針に従ひまして協力をして参つたのでありまして、敗戦後のあの混乱のときにおきましても、当時全国の十万前後の民生委員は、全力をあげてあの混乱のちまたから困つてゐる人を助け、そして社会混乱をなからしめたということもありますし、その後におきましても、いろいろな世態の推移に應じまして、社会の潤滑油的な働きをいたして参つて来ておるのございまして、もしも社会の一つのエンジン

厚生大臣がかわられますたびごとに、いさつに行きますが、國の方は幾らかそういう人に出席しておりますかという話があります。この間も林さんが厚生大臣になられたときに行きましたら、幾らか出席しておりますと言われるので、五百円もらつておりますと申し上げたところ、それは月にですかと言うので、年にですよと言つたら、いやあと言つて頭をかいておりました。ですからそういう無報酬で社会奉仕をしておる。しかも熱心にいたしておるといふことを考えて参りますと、民生委員活動を弱体化して行くこととは、決していいことではない。非常なマイナスになるのではないか。しかもこの人たちは、今日あるところでは、國家の公的擁護に協力するというところに相当熱意を失つているところがある

る人は月に千円、ある人は一万円も出してゐるという人があるのでございまして。かりに年に平均三千円ずつ手弁当を持つてゐると思えますれば、十三万人近い人たちによつて、三、四億の金がかかるというのが、公的援護を實行して行く上において使われておるということでございますので、そういう面を考へて行きますれば、財政的にも非常にマイナスになるといふことがあるわけでございます。どうぞそういう点をお考えいただきまして、第二十二條を、先ほど申し上げましたように、協力を機關といたしまして、全面的に有給吏員が置かれるとしまして、協同してやつて行くという立場で、一人の要援護者をもとに守つて行くという形にして、求められたというような簡単なことでなく、全面的に協力のでき

111

おきましては、この問題は真剣に取上げられなければならない問題であり、最低生活を確保するという場合におきまして、ある程度の受胎調節といふことは考えられるのであり、これがいかなる扶助の中において行われるか。私はでき得るならば、医療扶助の中におきまして、当然実施されていかなければならぬのであり、ありますが、これにつきまして原さんはどういふふうに考えておられるか。なお婦人の公述人の方、お医者さんの方、その他もおられますが、後刻これに対するお考えを述べていただければ非常にけっこうだと思ひます。私個人のお考えとして、最低生活を確保するためには、確かに必要なうちに入るのだ、生活保護上から見れば必要事項だと思ひますが、それに対して公述人のお考えを伺いたいと思ひます。

るのであります。

それから第二点の子供の多いことにつきましては、民生委員といたしまして、貧乏人の子だくさんでいつも心配いたしておるのであります。現在、最近には経済的に困つておる人も中絶ができるということ、民生委員がそのことに判を押して、妊娠中絶を申し出てゐるような場合があります。その場合に民生委員といたしましては、やはり御説のように医療扶助といふ方法を認めてもらいたいという希望は持つておるのであります。実際の扱ひの面においてはどうか、希望とては、そういうことを希望してゐる次第であります。

○床次徳二君 重ねて恐縮でございますが、第二の問題につきまして人工妊娠中絶のお話がありました。人工妊娠中絶を生活保護を受ける人が行うことは非常に経費がかかるのでございまして、また経費のみならず、生活上にもいろいろ圧迫が加わるのであります。が、むしろ予防措置を講じた方が、むしろよろしいし、また負担の点からいいます必要ではないか。民生委員の方でありますれば、むしろ予防措置を講ずることについて、具体的に家庭の事情もおわかりだから、でき得ればやはり予防薬、器具を使うというように考え方がいんじやないか。医療保護として、あるいは一つの生活保護の延長として、そういうことができないことを望んでおられるのではないかと思ひますが、その点を重ねてお伺ひいたします。

○原公述人 今の点は、やはり民生委員としては、前からできれば中絶よりも調節といふことを願つております。とはもとよりでありますが、何せその中絶なり器具なりを買うことが問題になるのでございまして。だからそれを医療の方で出せるということになります。すれば、よほど違つて参ると思ひます。が、しかしまずかういふ一面のことを考へてやらなければならぬのではないかとと思ひます。これは、何せあんな人たちは閑居のことが計画的にできないのではないかと。子供が多かつたり、うちが狭かつたりするといふようなことがあつたのでございまして、いつもそういうことが問題にされます。ときに論じるところでは、月に一回ずつ洗滌する。これはお医者さんの領域でございます。洗滌したらどうなるか、そうすればいいけれども、とにかくそのときに薬を使うことは、実際にあんな人たちの生活としてはなかなか困難ではなからうかといふことを言つておるのでございまして。しかしいづれにいたしましても、それは教育の問題にかかると思ひます。そしてまたそれが使える場合には、今のお説の通りこれを医療扶助費で出してもらうことが、民生委員としては望むところだろうと思ひております。

○市田委員 お伺ひいたします。先ほどのお言葉の中に、昨年の秋に厚生省から出した通達によつて、すでに部分的にしろ、民生委員の協力が狭められてゐるという話があつたのでございまして、そのことをもう一度御確認願ひたい点と、もしもそういう場合に非常な悲惨な事実とか、あるいは不当な事柄が、そのために生じたやうなことが、

でに事実としてあつたということが、御記憶があればそれをお話願ひたいと思ひます。

○原公述人 その結果といたしましては、先ほど申しましたように、とにかく一人の人が処理するといふことが建前でございまして、その数がずつとふえて来ている。そういうところでは、その結果はそういう状況になつてゐるのでございまして。それからこれはこの間、夫が精神病者である、そして妻が生活保護法を受けておつた。ところがその妻が青酸カリを飲んで、夫を殺したといふことが新聞に出ておつた。あれは各社の報道を見ますと、民生委員が扶助を打切つた、かういふことを言つたからそうしたのであるといふので、私の方でも非常に憂慮いたしまして、すぐ人を派遣いたしまして、その実態を調査いたしたのでございまして。私はまさか世故なれた民生委員なら、そんなへたな言ひ方はしないだろうと思つておつたのでございまして、実際にはある若い吏員の方が行かれて、お前のところはもう来月からこれを打切つてといふ話があつた。その全体の事柄はとにかくいたしまして、その一つの事柄につきましては、それは民生委員のせいではなくて、若い吏員が行つて不用意に言つた言葉が影響したのではなからうか、かういふ結論をもつて報告を聞いたやうなわけでございます。

○市田委員 御主張の点はよくわかりました。それからさらにこれはごく簡単に申すのでありますが、民生委員連盟の会長さんとして、現在の扶助の基準が今度百六十円ばかり増加されまして、五千五百三十円になるということですが、

が、これで貧困者——これは六大都市の五人世帯ですが、これをまかなうのに十分と行かなくとも、何とかこれでやつて行けるといふふうにお考えになりますか。これは非常に足りないから、この点についてはもう少し補充を考へていただきたい、かういふふうにお考えになるのですか。率直にその点だけ申すのでありますから、お話願ひたいと思ひます。

○原公述人 今のお尋ねの点は、いつでもみんな寄りますと、扶助費を増額しますところでございます。しかし実際の扱いにおきましては、とにかく民生委員といたしましては、そのもう金の範囲内においては、その生活の立つて行くように生活指導と申しますか、そういうことをやつてゐるやうなわけでございます。ただそれに関連いたしまして、これは余分なものと存じます。が、いつも民生委員がそこで働ける人を働かして、幾らかでも収入を得させる。かういふやうなことをしてゐるのでございまして、そんな場合に、その収入がある、全体の方を差引かれるといふやうなことがいつも問題になりまして、そこで困難をしてゐる事情が地方においてはあつたやうでございます。

○市田委員 私、民生委員の連盟の会長さんである原先生に、これは質問でございます。と申しますのは、先ほど床次議員から産院制限、パリス・コントローに對する民生委員の態度といふものが、私どもも生活保護法に多少關係を

が、これで貧困者——これは六大都市の五人世帯ですが、これをまかなうのに十分と行かなくとも、何とかこれでやつて行けるといふふうにお考えになりますか。これは非常に足りないから、この点についてはもう少し補充を考へていただきたい、かういふふうにお考えになるのですか。率直にその点だけ申すのでありますから、お話願ひたいと思ひます。

○原公述人 今のお尋ねの点は、いつでもみんな寄りますと、扶助費を増額しますところでございます。しかし実際の扱いにおきましては、とにかく民生委員といたしましては、そのもう金の範囲内においては、その生活の立つて行くように生活指導と申しますか、そういうことをやつてゐるやうなわけでございます。ただそれに関連いたしまして、これは余分なものと存じます。が、いつも民生委員がそこで働ける人を働かして、幾らかでも収入を得させる。かういふやうなことをしてゐるのでございまして、そんな場合に、その収入がある、全体の方を差引かれるといふやうなことがいつも問題になりまして、そこで困難をしてゐる事情が地方においてはあつたやうでございます。

○市田委員 私、民生委員の連盟の会長さんである原先生に、これは質問でございます。と申しますのは、先ほど床次議員から産院制限、パリス・コントローに對する民生委員の態度といふものが、私どもも生活保護法に多少關係を

が、これで貧困者——これは六大都市の五人世帯ですが、これをまかなうのに十分と行かなくとも、何とかこれでやつて行けるといふふうにお考えになりますか。これは非常に足りないから、この点についてはもう少し補充を考へていただきたい、かういふふうにお考えになるのですか。率直にその点だけ申すのでありますから、お話願ひたいと思ひます。

持つている者の側からいたしまして、民生委員の方にぜひお願いを申し上げたいのであります。と申しますのは、日本の人口対策といったことを考えてみますと、国家の一つの政策として、日本の人口政策は減少政策であるといふようなことは、これは大きな問題があるわけでございまして、確定的な答えは、出すことはできないかもしれないのでございしますが、しかし国民の各家庭におけるところの生活の内容、経済的な生活状況というようなものを照らし合せて考えてみました場合、ある程度の産児制限をしなければならぬというところは、これはだれしも御納得が行かれていますと存じます。そういふ点から考えまして、何といたつた点から考えまして、この人口対策の一つとしてのバース・コントロールにも、つと大きな関心を持つていただきたい。このことが一つ。

それから優生保護法を応用していただきます場合におきましてのお願いでございますが、もちろん今日の優生保護法におきましては、御承知くださいますように、私も立案いたしました者にとりましては、非常に不満な点が多々あるのでございます。今後改正しなければならぬ点が多々あると考えておりますが、現行法におきまして民生委員の方にお願いたしておきたい点は、たとえば第十三條の四項の強姦とか、あるいは抵抗し得ざる原因によりまして姦淫された場合の妊娠というようなものは、民生委員の証明によつて、人工流産の適用者として取上げられることになっておりますが、こういう場合、証明書を書いていただく場合に、民生委員の方が非常に御心配なさ

る。強姦と書いて、もし強姦でなかったら責任が自分に来るのじやないか。姦淫されて妊娠した。従つてこれを優生保護法によるところの適用として、人工流産を合法的にやれる範圍に入るというような意味で、姦淫ということの証明書を書く、また自分に責任がかかつて来はしないか。墮胎罪として問われることはないかというようなお氣持を持たれまして、非常にこわく、そしておられる。そういう何と申しますか、社会的な不幸な原因によるところの妊娠の原因に対しての証明書を、氣持よくお書き願えないことが多々あるといふことを、私ども地方に参りまして聞き及ぶのであります。さらにまた民生委員の方に書いていただく証明書に、経済的な理由というものがございしますが、これもなか／＼簡単に書いていただけない。その間に、人によりますると情実が入つて来るというよりなことも聞きまして、経済的な理由というものも、なか／＼私どもが考えておりますようにはその運営がされていらない。民生委員の方が非常に御心配なさつておられるというように聞き及ぶのでございます。さらにまた優生保護法の医療扶助、ことに人工流産に対しては、ボーダーラインよりちよつと上の方まで証明書を書いていただくことになつておりますが、そういう方に対して書く場合におきましても、非常に御心配をさせていただいたり、あるいは人によりますと、非常に情実關係が入つているというようなことを聞き及んでおりますし、訴えを聞くのであります。そういうことが今後あまり起つて参りませんように、どうか会長さんの方におかれまして、全国の

民生委員の皆様方に、もつと証明書をお書きくださいます場合におきましては、決して責任が民生委員の方にかつて参りませんということを、くれぐれも御伝達くださいまして、その証明書に対して極力大幅な御協力をお願いしたいと思ひます。それとまた、ボーダー・ラインの人はもちろん、そのちよつと上にありますような人に対しても、こゝういつた医療扶助の面におきまして、もつと積極的な、同情ある御配慮をお願いしたいと思ひます。そういうようなことをどうか民生委員の方々に本部の方から御伝達、御指導いただきたいものだということをお願い申し上げます次第であります。

もう一つ、これは私の想像的な、概念的な質問になるかもしれませんが、一つだけお尋ねしたい。今日の民生委員には、先ほど会長さんからお話がありましたように、給與の面におきまして、また人を得ていないというような面におきまして、多少まだ懸念をお持ちのような感じがいたすのであります。そういう面からいたしまして、民生委員の方々を一番正しく御活用願うために、どういう條件が必要であるか。どういふふうにしていただいたら一番民生委員の方は喜んで、また正しい運営をしていただけるのであるかということに対する会長の御希望、御抱負を承りたいと思ひます。

○原公述人　ただいまおつしやいました御意見につきましては、機会あるごとによく民生委員に徹底するようにいたしたいと思ひますが、ただその点につきましては、やはり非常に心配しているということとは事実でございます。

強姦されたのか、合意の強姦なんというのはいらないと思いますけれども、とにかく事実がわからない。言われる通りであるのかどうかわからないために、ちよつと書くのを躊躇するということな場合もあるのじゃないかということが懸念いたされるのでございますが、お話の御趣旨などに対しては、よくみんなものみ込んでやつてくれるように、機会あるごとに徹底いたしたいと思ひます。

それから今の、みんなが熱意を持つてやつて行くようにということにつきましては、先ほど、いただきます実費弁償が五百円になるとか千円になるとかということを申し上げましたが、そういうことでなく、とにかくただ働きで、ほんとうによく働いてくれるということとを認めていただく。行政当局も認めていただくが、国会もひとつ認めていただく。委員長などはとくに大会のときに来ていただくのでありますが、委員の方々も全国大会などがあるときは、皆さんができるだけお越しをいただいて、そうして御苦労だと、たつた一言かけていただくといううなことで、どうせ皆さんの選挙区がおありになるわけでありますから、選挙区の民生委員に対して、まことに御苦労だという声をかけていただくことが、あんなにみんなが認めてくださるかということ、金銭とか名譽とか、そういうことでなく、一種の感激をもつて仕事をしてくるのじやないか、こういうふうに考えるのでございます。私どもも機会あるごとに講習会をできるだけまんべんなくやつて、そうして新しい方にはよく仕事の本質をのみ込んでいただき、また民生委員の性格を知つて

もらつたことに努力をいたしてゐるようなわけでございます。今お尋ねの
ございますことは、ほんとうに御苦
勞だということを世間が認め、ことに
国会なり政府などが声をかけていただ
くことが、一番いいじゃないかとい
ふふうに考へております。

○青柳委員 私有一点、原さんにお尋
ねたい点があるのであります。
それは先ほど来、原さんの御発言並び
に丸山委員の御発言にありました二十
二條の「求められたときは」、この問題
であります。この規定があるがため
に、民生委員の方々の働きが消極的
になる。われ／＼は民生委員の方々の
御熱意にこたえるところがなければな
らないと、現在の段階においても固く
思つております。ことに公的扶助機關
の整備されるその過渡期において、こ
の御熱意に期待するところが非常に大
きいのであります。この問題はよくわ
かりました。この問題を除きまして、
この規定を考えました際、従前と同じ
ように市町村長は生活保護の実施機關
であります。決定機關であります。し
かして民生委員の方々は従前は補助機
關であつた。これが協力機關になるの
であります。協力機關と言ひましても
補助機關と同じく公的機關でありま
す。それでこの補助機關と協力機關と
を比較して考えました際に、補助機關
というものは市町村長の下につくもの
であります。協力機關というものは下
ではなく横であります。しかも同じく
公的扶助機關であつて、しかも補助機
關より上であるということになります
れば、従前與えられておつた民生委員
の方々の地位は、この際向上したと理
論的には考えられるのであります。し

か一方むずかしいいろ／＼な計算みたいな事務からのがれるという安易なことになる。これもまた一つの優遇であります。そういうふうに考えて参りますと、協力機関となつたために、もちろんたゞいまの字句の問題を除いて考えますれば、この法案の改正によりまして、理論的に、またある程度実際的に、民生委員の方々の地位の向上というものが、この法文で認められると思うのであります。この点につきまして原さんの御意見を承らしていただきたいと思います。

それともう一つ、この際委員長に御相談でございますが、たくさん参考人の方がおられるのであります。本日は法文の改正の問題でありまして、委員の発言をできるならば制限していただく方がよろうと思ひます。その点を委員長に提言いたします。

○原公通人 それでは今のお尋ねにお答え申し上げます。補助機関であつたのが、協力機関になつて、やや優遇された感があるのではないかと、そういうことで、熱意を失わずに民生委員がやつて行けようというものだ。行けようとはおつしやいせんが、いくらかその点を考えたかどうかというお考えのようでございます。民生委員は、そういうように地位が向上するとか、向上しないとかいうことを考えてはいないと思ひます。それよりもどうすれば一番保護を要する者がよく保護されるかというのを願つておると存じます。地位は向上したわ、お前たちはこれには関係ないわ、こうあつたのでは困る者は要保護者だといふふうな考へておるわけでございます。

から、やはり協力機関ということは一応いいとしてしましても、市町村長及び有給吏員と全面的に協力して行くという体制でありますれば、おそらく今までよりも多少事務的なことは有給吏員がやる。意見なり、生活指導なり、あるいは補助の決定などは民生委員協議会が律して行くということでありまして、これは青柳さんも御承知の通り、社会保障審議会ではそういうことを勧告しておるのであります。そういう線に全面的に協力して行くということでありまして、私はそれは庶民の保護を完全に近く行くゆへにもあります。それから、おそらく民生委員としましては納得行くことだと存じます。今のお言葉のように、少し協力機関として対等の立場になるのじやないか、対等の立場になつたら、まあ／＼そつちに行つておれというふうなかつこう、頼んどきだけ来てくれというのでは、おのずから現在起つて来ておることがもつとひどくなつて行くのじやないかということを懸念いたしたのであります。私は結論的に先ほど申しましたように、協力機関でも二本建ではいけない。協力というものは、要保護者を中心として両方が力を合せてやつて行くというこゝろでありたい。こういうふうな考へております。

○青柳委員 お心持はよくわかりました。民生委員のその仕事についての御熱意のある点もよくわかるのであります。要するにこの法案につきましても、全面的な協力を妨げておるものはないか。求められたというこゝろになつて、生活保護をやる公的機関がたゞあるが、それが一緒になつてやればいいが、民生委員は求められたときだけ行く。こういう考へを起しておると思ひます。私の申し上げた点はこの求められたということがなければ、私は全面的に協力ができると思ふのであります。そういう際に民生委員の方々は、一応事務からある程度解放せられて、地位のことは言ひませんが、地位的にも幾分向上した。そういうふうな考へられやすいというこゝろを申し上げたのであります。この点につきましても私は原さんのお考へと同じだと存じますのでそれ以上伺ひません。よく了解いたしました。

○堀川委員 御質疑ございませぬか。――原さんは法案二十二條をそういう方法で訂正してもらつた以外に御賛成になるのですか。

○原公通人 たゞいま委員長のお尋ねの通り、はつきりと全面的に協力して行くことができるように、なぞ今の求められたときというこゝろがなくなつて、行政措置として全面的に協力を求める。別個のものではないぞというこゝろになつて参りますれば、私はよく行くのではないかと考へております。

○堀川委員長 では次は井上春雄君。

○井上公通人 たゞいま御紹介にあずかりました至誠会病院患者代表の井上春雄であります。かねてより社会保障制度に重大なる関心を有します私も患者といたしまして、今回の生活保護法の全面的改正に對し若干の意見を申し上げたいと思ひます。

今回の改正は社会保障制度への第一歩として、憲法に規定する健康で文化的な最低生活を受ける権利として再検討されたものと思ひますので、ややもすると本法の運営上、慈善的な偏向に陥りやすく、また被保護者に劣等感を

持たしめることがありますので、その点為政者は十分に心がけていただきたく存じます。私は患者を代表し、目下療養所に入院しておる生活保護患者の切実な声をここに申し上げ、政府並びに各議員の方々の御理解と支持を求めたいと思ひます。

まず第一に申し上げたいことは、生活保護法の最低基準があまりに低過ぎるため、現在入院しておる患者が病苦に加えて、たゞ保護の打切りや一部負担に悩まされておるというこゝろであります。現行法によりますれば、五人世帯での基準は約五千三百円、これ以上収入があれば、たとえ入院した患者をかくかえても、その余分の部分が一部負担となつて現われて来るのであります。一般の生活水準から見まして、病人をかかえている家庭は、どうしても不時の支出がかさんで来ます。熱のあるときは果物がほしい、また食欲のないときは、消化のよい米や副食等が必要であるわけですから、それではいけません。なか／＼その一部負担をさえない状態であるのであります。今私たちが給食されてゐる二千四百カロリーは、病院で多人数の給食を行つて、純材料費が一日八十円ほどかかつておられます。これで行きますと、大体純材料費でもつて月一人二千四百円程度かかることになりまして、ですから五人で五千三百円くらいでは、とうてい健康で文化的な生活は望めないものであります。従つてこれは実質的な最低生活ができるようにしていただくと思ひます。なお以上のことは世帯単位原則とも結びつくのであります。長期入院になりますと、経済的負担にたえかねて、家庭とのつ

ながりが次第に疎遠になりまして、病人の見舞にもほとんど来なくなる状態であります。従ひましてたとえ一部負担になりました場合、家族はその支拂いさえも忌避してしまふ場合も多いのであります。ある患者などは、十年間も入院しておりまして、妻子は生活に耐えられなくなりまして離縁を申出で、しまいに來なくなつて参りまして、親戚などにたよりを出しても返事も来ない。ほんとのひとりぼっちで療養をしなければならぬことになつておるのであります。このような状態の患者が非常に多くいることを考へていただきたく思ひます。それでもまだ生き長らえて療養している方はいい方なのであります。そのようなことを苦にしましてよけいに病を悪くし、熱を出し、咯血をする。遂には死亡する。このような実例は私たちが病院におきましても相当あるものでありますから、全国では相当に多くあるものというこゝろが考へられます。また生活のゆたかな者でも家族が来なくなり、ふとん、寝巻、着物というものが破けて着るものもなく。それでたよりを出しても返事が来ないというやうなことも多々あるものであります。医者が家族に付添いに來るやうにという電報を打つても、家族はやつて來ない。死亡の電報が行きまして初めて家族がやつて来て、おさなりのこゝろを片づけて行く。以上のようなことは、私が實際に見て來たところなのであります。患者の前には御想像がつくことと思ひます。先般結核予防法改正案が、予算の都合で無期延期の状態となりましたことは、私も患者といたしまして、非常に残念

なことであります。それで私どもは現在のところ、生活保護法にたよるのみであります。ほかにすべはないのであります。改正案中世帯単位原則の但書に、これによりがたいときは個人を単位として定めることができるものとあります。この解釈について、長期疾病者などは、単に経済上の理由だけでなく、だだいま申し上げたような実際の状態を御推察くださいまして、長期疾病者の場合は、個人を単位として保護することができるとの特例を設けていただきたいことをお願いする次第であります。

次に補助機関の社会福祉主事ですが、これを設けますと、市町村長の権限がある程度、福祉主事に移管されるものではないかと思われれます。そうしますと、今までの慣例から考えて、法の運用を事務的に済まして、ややもすると官僚的偏向に流れ、要保護者に劣等感を生ぜしめることとあります。そのようなことのあることを私たちはおそれるものであります。また社会福祉主事は、先ほど民生委員連盟の委員長の方でも申されましたが、他の町村から福祉主事が指定されて来た場合、その町村の実情というものはよく知っておりません。それでそういうような実情が把握できないため、いたずらに法理論を展開して、保護者を抑圧することも起り得るわけでありまして、この点から最も親しまれている人々たちを公選して、明朗な運営を望むものであります。それで民主委員を公選制にして行えば、一番よく市町村の実情もわかまえておるから、適任ではないかと私たちは考えるものであります。次に保護施設の長でありますが、施設

長は、当然に保護者の收容または処置に關して、憲法に沿ひ、差別的扱いとは、すべての行事に關して強制してはならぬことは当然であります。また必要な秩序維持のため規則を定めることも当然であります。しかしいまだ貧乏者を食ひのにする施設長の多い現在、この施設長に保護の停止または廃止等の干渉を與へることは、非常に危険ではないかと私たちは考えるものであります。本法の中には、これらのことを防止するために、一応一方的な施設長の独断的行為は押えられておりますが、実情としては、医療保護で入院加療している者は、大抵患者なりに相互の親睦その他助け合いの會を持つておりますので、そのような場合には、施設長に對し、改善等に關して希望を訴へることがあります。これが施設側において利害に關連する場合、勢い好ましくからざる存在として、その者に対して退院命令を出すというようなことがないかというところをおそれるものであります。何といひましても患者は弱い存在であります。また切実なる希望を持つ環境に置かれてゐることを知つていただきたいと思います。少くとも施設の長は、その施設を利用する者に対して、規定に従つて必要な指導をすることができるとのみにして、施設長の保護に關する干渉は削除して、この任は民生委員の巡回指導等によつて、少くとも施設長として遺憾なきがちなかを調査の上、被保護者を善導していただきたいと思います。この点実例をあげますと、私の病院でも昨年給食のことでいろ／＼と病院に希望し、またいろいろと質問をいたしました。その病者が、前にいろ／＼患者に對して、病

院に売店がなかつたので、りんご、みかん、はがき、切手、こういうようなものを安く患者に買つて来てやつたりしておつたのであります。それでそんなに病院のことにうるさく言うし、また病院がおもしろくないならば、あなたは無氣だから退院したらどうか、というような暴言を吐いてゐるのであります。この場合、その者が健康保険で入院してゐたので、保護の打ち切りというあれはなかつたのであります。これがもし生活保護であつたならば、当然に述べたような干渉をもちまして、今後打ち切られるというようなおそれがあるものであります。

次に診療券の交付であります。これは前に述べましたように、結核と長期疾病者は、家族に見放され、ほんとうにひとりぼっちになつてしまつたため、診療券が毎月出すようになつておられます。毎月つこれが打ち切られるかわからないということ、非常に心労にたえないのであります。そのため長期疾病者等には、長期診療券を発行してくださるよう願うのであります。

次に国民健康保険の診療方針だと、非常に支拂いが不完全なのであります。そのため最低の医療すらできないことになりました。これは平等に健康保険の診療方針によつて行つていただきたいと思います。

次に不正に對する罪であります。これは当然であります。最低生活の実質的保障が行い得れば、こういうことは非常に少くなるのではないかと私は考えます。そうしてそれ以上特に悪質なもののみこの罰則を適用するようにしていただきたいと思います。

次に費用であります。各市町村の税金がかさむために、当然ある程度の保護の制限ということが考えられます。今までもある市町村では、なかなか言を左右して保護してくれないところがある町へ転居して、そこから申請すると、すぐに保護していただけるというようなことは、先ほど申しましたように、税金等非常にかさむためになるのではないかと私たち考えるものであります。できますれば、これは金額国庫負担でまかなつていただきたいと思います。

大抵以上で私たち患者の実情をお話しまして、私の意見にかえるものであります。

○堀川委員長 それでは次は牧野修二君。

○牧野公進人 私の所属は同胞援護會になつておりますが、そのほかに日本遺族厚生會、母子福祉中央協議會、身障者中央協議會、全國授産事業連盟、その他各種の団体に關係してあります。その他各種の団体の立場から考へました点を申し述べさせていただきます。時間の御制限があるというお話です。具体的な事例は用意して参りましたが、それは省きまして、ただいま青柳先生のおつしやるように法令に關する部分に局限して申し述べたいと思ひます。

全般的に私の生活保護法に關して考えますことは、従来における例のごとく、一部改正とか修正という意味でなく、旧法を全然廢止して、新法を制定するところ、国会當局並びに政府當局の意思が、画期的な生活保護をなそうとする意圖があるのだというところを察知して、これには大いに期待を持っております。幸いにしてよき法律ができまして、従来の実例から申しますと、それが運用において実には通らなくなつておらない。絵に描いた花もちに等しいものになつてゐる傾向がはつきり見られるのであります。そうした意味合いにおいて、今回の法律は、旧法が四十何條であつたのが、新法では倍になり、あるいは施行令、通牒などにおいて取上げられたものが、これが法律化されたという建前においては、私は一歩前進だと思ひます。しかしながらなお施行令などにまわさなければならぬ部分が相当残つております。法律に關しましては、幸いに國民の意思の代表であるこの議會において審議されます。施行令に關しては、いわゆる行政當局内に限られてゐる。そういう意味合いにおいて、この施行令の運用においては、重要なポイントになるわけでありまして、ぜひその施行令の実施につきましては、何らかの審議機關を設置されることを希望するのであります。兒童福祉法においても審議機關が設立されてあります。生活保護法はことに重要であります。生活保護法は、その設置をこの法律中にはつきり明記していただきたというところを望む次第であります。なおこれにつきましては必要予算の關係がございまして、これはまことに超越な申し方ですが、ぜひとも國會御當局において、積極的にこれを画餅たらしめないように、予算の獲得を、全國の被保護者の心持を体して、この機會にお願い申し上げる次第であります。

そうしていづれにせよ、この法的扶助制度が完全に実施されますには、何

と申しまして、社会保障制度の完全実施がなければならぬ。今日の失業対策、失業保険制度から考えましても、いかに生活保護の上にそれらの重荷が過重に流れ込んで来ているかというところを、私は強調して、一刻も早く社会保障制度の実施によつて、今日の生活保護の法的扶助制度が、正常な、完全な運営になることを期待するものであります。

なお今回の法律案によりましては、原理原則をはつきり明示したということとは、これは従来末端において見られました。いわゆる更僚もしくは医員の一方面的な、いろいろの事情もございまして、一方の、独断的な、独善的な判断、あるいはそのために生ずる紛議に対して、これを解決するところのバロメーターを示したという点も、私は大いに期待するわけでありまして、従いましてその原理原則について申し上げますと、まず第一に憲法の二十五條に基づいて、従来旧法においては最低生活の維持ということだけが考えられておりましたのが、今度は自立を助長するということになったことは、非常にいいことだと思います。ことに私も接しております未亡人たちは、過般の未亡人大会においても、自分たちは保護を受けたくない、どうしても自立したいのだ、という旺盛な気魄であります。いかにせん、生活保護法がそれに準じておらない。場合によりまして、貧乏へくぎづけをするというやうな、逆な作用さえ起しているという点を非常に遺憾としたのであります。今同この自立助長ということをはつきり原理として取上げられまして、ここにおいて彼女たちがその生活

保護法の実施において、必ず階段的な取扱ひがなされるに違ひないというところを、私は大いに期待します。点が、第一に原理に対する賛成であります。

次に、いわゆるその最低生活の内容を、旧法においては何ら規定してありませんでしたが、このたびは憲法に基づいて健康にして文化的ということをはつきりきめて、従来の生活費、たとえば女世帯一人の生活で見ますと、その七〇％が食費であつて、三〇％は食費外であります。それがどのやうに文化的で、いわゆる保健衛生的であるかと言いますと、まづたう教養費はなし、あるいは理髪は男にありまして、婦人にはなし。入浴が月に二回。こ

準というものを示さなければ、これが原理とともに非常にはつきりするのではない。

その次に保護の補足性の問題でございまして、これはもちろんわれわれといひましては、資産あるいは能力、あるいは保険金の給付、あるいは扶養義務者、そういうふうな力を、能力を、これを一応本人の生活維持に使つて、その足らざるところを補足して行く。この原理は根本的に賛成でございまして、けれども、しかしここに大きな問題がございまして、資産などにおきましては生産財、消費財の問題もございまして、これは略しますが、結局一番大きな問題は勤労によるところの収入の差別の問題。これが一番の大問題となつてゐるわけでありまして、ひとにその収入におきまして、まず第一に、話が少しこまかくなりますが、所得の証明書を出します。これが大会社あるいは官公庁などにおきましては、その正確なる証明書が出る。また不正確なことは出し得ない。しかし中小の個人企業におきましては、そのところが何らかのとりはからいが必要です。従つてそこにおいては、場合によりまして、さういふとりはからいのできるところに勤めてゐる者には、手心が加え得られる余地があります。さうでない者には加えられない。それからまたもう一方加わりました。いわゆるさういふ勤務先でなく内職をする。あるいは最近ではだん／＼減つて来ましたが、行商をする。やみ商人をやるといふやうな場合の収入の把握ということが、これは非常にむずかしい問題であります。それからなおもう一つは、最近の中小企業

未亡人たちが働いておりまして、給料の遅配、欠配がございまして、ところがそれが遅配している場合に、労働基準法の関係上、会社としては遅配の証明書を出しません。従いましてそれが遅配であつても、いづれ給與されるに違ひない意味合いにおいて、これが保護を受ける場合に障害になるわけでありまして、従いまして、非常に正常なという用語がありますが、とにかく正常な職場に働いてゐるものは、少くともさうでない職場に働いてゐるものに比較いたしまして、非常に保護において、この点が現実存在するということとは、やはりこれは勤労意欲を上げさせるという意味において、何らかはつきりした処置をとられたい。その意味におきましてこれは非常にむずかしい問題でございまして、しかもむずかしい問題であるがゆゑに、やはり当局におかれましては、所得調査の何らかの方法を指示されることが、いわゆる末端に対しての親切ではないか。もう一つは勤労所得をいわゆる不労所得、他からもらふとか、さういふ不労所得と同一視しないで、いわゆる勤労所得に対しては、その何パーセントかを控除するといふことを、法律もしくは施行令において明記されるならば、彼女たちはどれほど喜んで勤労意欲を増すかわからないと思つております。

それから扶養義務の関係がございまして、これも一応民法に基づいて扶養義務者に扶養をさせるというところ、これは当然であります。今日の経済状態、及び急変しました家族制度といふものの関係から考えまして、これは実際上お調べになればわかりますが、扶養義務といふものがほとんど実施され

ておらない。さういふところにおいてやはり空文にならないやうに、空文になるにはなへんにそれがあるかという点、しかも法律によると、扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助はこの法律による保護に優先するとあつて、そのために保護が遅滞し、もしくは不十分になるという傾向がありますから、この点も大いに論議していただきたい。この点に対して私は法をどういふやうにとりかえるかということの専門的な知識は持つておりません。

最後に生活の基準及び程度の点も、これは原則としてお示しくださいました。たとえば今般新法につくられた住宅扶助あるいは教育扶助などにおきまして、あるいは従来医療扶助、さういふやうな単独扶助のそれ／＼受ける基本が、最低の生活を維持し得るものという基本的な条件がございまして、従つていかなるよき扶助制度がありまして、その扶助を受ける基本的な条件として、生活し得るもの、すなわち生活の最低基準といふことになり

ます。従いましてこれが一つのキー・ポイントになるわけでありまして、さうした意味において生活基準のきめ方という問題、先ほど御質問がありました。現在最低の生活、これは健康にして文化的な最低の生活を維持し得られるものであるかどうかといふところに大きな疑念はない、まづたう現実の事実がございまして、従いましてぜひともこの測定の基準といふものをはつきりしていただきたい、さういふやうに存するのであります。なお従来は米価とか、いわゆる公的に価格変動がありまして場合には、そのあとを追つて、多少変更がございしますが、むしろ

できますならば、せつかく政府当局において権威のあるCPSをつくられてゐるのでありますから、そのCPSそのまゝと申します。CPSの七割とか、あるいは六割とかという程度を測定の基準にされて、そうしてCPSの上下に従ひましてこれがスライディングして行くということにされたならば、いわゆるどのような式にならないうことによつて、生活保護の実際が行われる。あるいはそれが困難でありますならば、やはり測定委員会のごときものをおつくりになつて、そうして生活基準の測定委員会とどん／＼それによつて実際に、客観情勢に即する動きをされるということが、この生活保護法が結局ほんとうに保護の名に値することになるのではないかと、それからもう一つこの基準に關係いたします問題としては、ボーダー・ラインの問題を申し上げたいと思つた。これはかりに五人家族で五千三百円といたしまして、たゞ／＼ここに五千円の収入のあるもの、それから五千二百円の収入のある場合には、これは五千円の収入のある者は保護を受けませんが、五千二百円の者は保護を受けませんが、そうした場合には、今度は實際生活内容におきまして、いわゆる保護を受けておるものは税金は無税になる。あるいは地方の事情によりましては、水道料というようなものが無料になる。けれども片方は納税をする。それから有料である。あるいはトラのような物資をもらう。その他地方によりまして特配物資をもらう、そういうものの收支の關係を合計いたしまして、その生活内容の価値を判断いたしますと、

結局においてはそのボーダー・ラインのものが、かえつてプロパーのものと低い生活をするという実情でございませう。そうした意味におきまして、どうかそのボーダー・ラインに対する取扱ひというものを法の上におきめ願ひたい。幸ひにして生業扶助の欄におきましては、たゞ一つそのボーダー・ラインが規定してございます。最低の生活を維持し得ざる者、もしくはそのおそれある者と言つて、生業扶助におきましては、ボーダー・ラインを示してあります。他ににおいてはボーダー・ラインを示してない。これはやはりそこにお示し願ひたい。この実質的なところを調整することととも、最初の原理にございます。プロパーの線からボーダー・ラインに上つて行く。やがてほんとうに社会構成の一員として復帰する。その段階的な配置が原理に即することになるのではないかと。

最後に必要即応の原則、これもこの原則を立てられたことは私として非常に喜びにたえないのであります。しかしながら戦後のあの無差別平等主義が変な行き方をいたしました。その末端におきましては、実情に即して、必要即応の保護を興えるということが曲げられております。そうした意味が、たとえば遺族未亡人などにおいては、非常な要請となつております。従つて引揚者に對しましては、いわゆる家財の特別配給がある。あれは私は非常にこともつともなことだと思つた。それと同じように母子世帯に對しては、やはり母子世帯に對した必要即応の保護策をたすき立てる。これは施行令の方になるのかもわかりませんが、その点を特に強調し、特にまた現行法におきましては、男の飲食費一人千二百四十五円に對しまして、女が九百六十五円、七割でありまして、未亡人の場合には、男と同じように外へ行つて働き、また家庭に歸つて、場合によつては専主は遊んでいてもいいのですが、未亡人の場合にはまた洗濯などもあり、日曜でも遊ぶひまはない。従ひまして労働力というふうな点から考えまして、そういうふうな必要即応の原則から行きまして、原則は今度は逆になる。これは私の計算の間違ひかも知れませんが、私の存するところでは、少くとも母子世帯の特殊性というものを必要即応の原理でもつてやつてもらいたい。

次に保護実施の方法、あるいは被保護者の権利義務の明示、不服申立てというふうなものは、いわゆる生活保護行政を民主化する。そうして地方における一般の行政あるいは封建的な取扱いが、今後は正されるであらうという点において、清腔の賛意を表しますが、その中において、たとえば保護の可否を決定するの期間をきめたことは非常によろしいのです。但し私思ひますのに、申請の却下の点ですが、私の見ました法案では、通知がなければ却下になつたと思ふというところは、あまり一方的ではないか。やはりそれは却下されたというところ及びその却下の理由などを文書をもつて明示すべきではないか。その後、たゞいまいたがきまされた法案に、これは別問題でございす。それから保護金品の前渡しをするこ

とになつておりますが、これは實際は東京都内におきまして、区においてはその月の十日にその月の分を渡して、その月の分は三多摩方面に行きまして、その月の分はその翌月の月末であります。従ひまして何かの事情において東京都内から三多摩に移転した場合には、そこ約二箇月間の空白状態を生じて、その間彼女は何によつて食つて行くのだという問題がございすから、やはりこれは前渡ししなければならぬというふうな方法に改めていただきたい。これはもちろん市町村の財政の關係もございす。その点は結局先ほどの一割負担という問題もございす。今日はそういう状態はございせん。今日が、かつては地方町村に参りますと、一応生活保護費を十割支給して、一割を寄附金でございといふようなこともうわさに聞いておる。今日はそういうことはないと思ひます。そういう実情でございすから、これは予算措置の關係もございす。少くとも前渡しすべきことといふふうにお改めを願ひたい。

なお現住地と保護施設の問題でございす。居住地から保護施設に移つた場合には、そこから一年間費用を返すのですが、現在日本における保護施設の分布状態をお考えになると、たとえば失明者の光明寮、ああいうふうな失明保護施設などにおきまして、数えるほどはない。そういう場合には、やはりいなかから送つて来なければならぬ。そうした場合には、いなかの財政の關係、これがたゞえて非常に運賃に困つておられる。そうした意味におきましては、やはり保護施設の現状から考えてみまして、保護施設に入れ

た場合には、少くとも入れたそのときから国もしくはその都道府県、少くとも町村財政より上の相当融通のつく行政機關の方へ責任を渡すことが最もいいのじやないかということ、それから繰りかへ支弁の問題も同じような關係において申し上げられると思ひます。それから最後に免税、差押えのことを明記されまして、かつこうであります。これは末端の問題であります。場合によつて、法律があつておられますから、あつた法律を厳重に施行すればいいかも知れませんが、現在東京都内におきまして、区民税は生活保護者は免除されておるが、三多摩方面に行きますと、町民税を生活保護者がとられておるといふ事実がある。それからまた被保護になる前に、おでんをやつておる。ところがそれが病氣になつて死んでしまつて、税金は納められないといふふうになりました。実際に差押え処分が現在の被保護者に対して行われておる。こうした意味合いから行きますと、生活保護費を標準として課税してならないといふのでなく、生活保護費の一部もしくは全部を徴収してはならないといふうにでもしていただくことができないかといふことを考えるのであります。

最後に、幸ひにしてこのように立てられまして原理並びに原則によつて事項だけを申し上げますが、職業未亡人が自立更生の意氣をもつて職業技能を修めるために、指導を受ける。場合に、これは、範圍が非常に狭い。従ひまして職業学校にも入らなければならぬことになりす。またそれが自立更

生の基本策であると思いますが、そういう職業学校などに入つておる場合における未亡人の生活保護費の問題、あるいは高等学校以上における子女の育成ということが唯一の希望で、あの窮乏と寂漠の中に閉つておる未亡人のために、それが親戚の援助とか育英会の給費とかいうことによつてやつておる場合に、高校あるいは大学に行きましても、この生活保護はかわりなくやつていただく。もちろん実情を調査いたしますが、そうしていただきたい。それから教育扶助の場合におきましても、たとえば今日は映画教室というものがあつて、映画教育をしたり、あるいは修学旅行などがございます。こういう場合に、やはり自分の家の子供だけ経費が足りないためにやられないということは、精神的に、また物質的に非常に悲痛な涙のもとになるわけであります。そういう意味合いにおいて、修学旅行あるいは映画教育というものは必要な教育費とみなして、教育扶助の中に大幅に入れていただきたい。あるいは虚弱者の療養の問題、それから簡易診療の問題、それから医療機関の指定を拒否する自由が、ありますが、これは地方によつて医療機関の少いところでは、本人が望みたい医療を受けたい場合には、今度は逆に医療機関自体に指定拒否の自由は與えられ、その結果としてつまり被保護者が受診の自由をそこに来すわけであります。この点においても問題があるのではないかと思います。

それから生業扶助の問題であります。これは時間が参りましたから簡単にいたしますが、最近授産事業に関する厚生省のいろ／＼なお考えがあるようにあります。しかしこの技術の助長という意味におきましても、幸いにアメリカなどと違つて、日本では保護を受けながらも、保護を受けることに満足しない、働きたいという、本質的な気持を持つておる。それを生かすにはやはり家庭内職の問題、それから授産の問題は非常に重要である。その点においてやはりこれに伴う問題でございしますが、公私ともに授産事業の振興策を大いに厚生委員会において御考慮をくだされたいと思ひます。ことに先般の国会の御決議によつて母子福祉対策綱、家庭内職センターというものがうたはれておりますが、それが末端において家庭内職センターが、いわゆる今度の授産事業として取上げられ、あるいはこれに対する育成補助の道があるかないかということは、母子福祉対策綱が対象になるからならぬかという大きなわかれ道だと考えます。

スピードで申し上げてまことに失礼であります。最後に申し上げたいのは、従来称せられました法外保護の問題であります。進駐軍当局においては保護は国家の責任においてなすのだから、その国家の責任においてなす以外に、法外保護というものは、あり得べからざるものじやないかというお考えがあつたように漏れ聞いておりますが、幸にしてこういふふうには保護法が出来ます場合には、しかも一方において従来法外保護は民間団体がやつておりましたが、これが憲法八十九條の關係で補助が打ち切られたので、民間の法外保護はもう活発な活動ができなくなりました。である以上は、従来の應急的な法外保護と称せられた保護は、政府において当然なくしていただきたい。これは法文の解釈によつてはなし得ることも考えられますが、現実においてはやはりなし得られません。そうした意味においてボーダー・ラインの問題をここに取上げていただくこと、臨時、應急的な保護という意味合いのことをここに規定してくださるならば、これによつて初めて全国の困窮者は、安心して社会福祉の恩恵を受けられるであらうと思ひます。以上で私の公述を終わります。

○堀川委員長 次は江津萩枝君。
○江津公述人 私は東京都杉並区井荻民生委員協議会に所属しております江津萩枝であります。私も皆さんのようにこの法文に対しては逐條的にいろいろ意見を申し上げたいと思ひますが、時間の点でそれはできなかつたので、ちよつと思ひついた点を二、三申し上げたいと存じます。

この中で最も私も民生委員として申し上げたい点は、第四章保護の機関及び実施という項が中心になるように思われます。この項については先ほど全民連の会長さんがいろ／＼とおつしやつてくださったのですけれども、私は実際に最前線の民生委員として、二年間保護者の生活の中で仕事をし、参りましたものとして、いろ／＼な実例を申し上げて、この法律に対して私の意見がなぜ出て来たかを御説明申し上げたいと思ひます。

公的保護事務取扱要綱というものを、たしか一月の末か二月の初めあたりにいただきました。これで大体この第四章の二十一條、並びに二十二條に規定されております実施方法が指示されたわけでございます。ここにも書

かれてございますが、四月一日から実施するといふふうに言われまして、その以前、頭懸に基いて今までの生活保護法と非常に切り離されたようなかつこうで、実際に保護が行われた期間があつたわけでございます。ではその期間にどういふことが起つたかということのいろ／＼な具体的な例を申し上げて結論としてみたいと思ひます。二十一條に規定されております社会福祉主事を置いて、それを他の事務吏員たちによつて補佐させて行くといふかつこうで行われる保護といふものは、非常にむづかしいのではないかと、それから民生委員といふものが、今までの補助機関としての能力をなくして、單に協力機関——先ほどこちらの青柳委員が、それはむしろ好過されたのではないかとおつしやられましたけれども、実際には決して好過ではないのでありまして、これでは民生委員といふものはほんとに活動できないという結論になります。そういう点で私はこれに反対意見を持つておるわけなんです。では実例をいろ／＼と申し上げたいと思ひます。三月十四日が私も協議会のあつた日で、その後一月一日の次官通牒で実施される前まで、去年の十二月までは月二回ずつ民生委員協議会というものをもちまして、保護の実施期間が十五日間を限度として実施されたといふことは、今までもそうだったもので、民生委員協議会といふものは月に二回ずつ持つていたわけなんです。その民生委員協議会という／＼保護のケースの認定をいたしますが、ほとんど決定に近い協議をしていただのでございます。それがやられなくなりました。補助的な能力を失つてから月に一回になつた。

その一回が三月十四日に持たれたので、要するに民生委員の手が省かれて来た一月から三月十四日までの期間に、私もとして非常に悲しむべき実情が起つておるのです。これは私どもの所屬している協議会並びにその事務所が怠慢であつたとか、非常に悪かつたといふことは絶対にないと思ひます。その例をあげればわかりますけれども、三月十四日の協議会の際の民生委員たちの発言の中に、今度の次官通牒実施後、非常に保護の決定が遅れて、そのために病人が死んでしまつてはないかという発言が三件に及んでおります。それは一つの例ですけれども、これに対して事務所長の言明として、今間のそういう切りかえに際して、有給吏員といふものは数も少い。それでその協議会を例にいたしますが、四十五人の民主委員が晝夜兼行で働いていました。これに対して、ただ一人半しか事務員が増員にならない。そういう結果、調査にもまわれないし、事務の処理もできなかつたというやうな説明がされております。これは病人でございしますが、そのほかにも二月十四日から三月十四日のちよつと一箇月間に、生活保護の決定がわずかに五件しか処理されてない。これについては、先ほど全民連の会長から、こういう法律を実施した結果、保護件数が非常にふえていくといふふうにおつしやつたのですけれども、これはこういう時勢だからむしろ当然なことではないか。こういう方法がとられたがゆえにふえて来たといふ考えではなく、これは時勢のせいです。多くの民生委員がやつていたことを、少数の吏員が処理しなければならぬ例として、こういうやうな

たつた五件しか決定されてないという
ことも起るのです。また十二月に申請
しておいたはずのものが、まだ決定さ
れていないで、その間に病人に入院し、
非常に生活が困難になつて困つてお
る。こういうようなことを多くの民生
委員が言つていたのでございます。そ
ういふことから考えられるのは、二
十一條に規定されている有給委員でも
つて処理をして、民生委員は單に協力
機関として事後報告程度のことしかさ
れない。こういう法律によつては、実
際の面ではこのよになつて行くので
はないかと考えられるのです。そのほ
かにも病人をかかえた人が、民生事務
所の窓口で聞かれたり何かしても、窓
口に対する経験の少い保護者の人たち
は、十分自分の意思を表示することが
できない。その足で区役所へ行かされ、
区役所ではいろいろと責められ、

責められるというより吏員の方に悪いの
ですけれども、そういう結果になつたた
めに、保護の申請をする勇氣がどうし
てもなくなつてしまつて、自分の子供
の病気がどん／＼悪くなつて行くのに
それを放つておく。しかしこれが開放
性の結核患者であつた場合は、私も
放つておくことはできませんので、方
方奔走した結果、病院へ入れるようにな
つたのですけれども、そういうことで
も現在ではほんとうに人手が足りない
し、事務員の質的な問題にもなると思
うのです。また窓口では医療係と生活
係とわかれていて、ああいふ官
僚機構の中では、ほんとにケースに
対する処置が適切になされないと
ことが言われているのです。それで第
二十一條に社会福祉主事を置くといふ
ことが規定されていますが、そういう

制度は、ほんとにケース・ワーカー
としての機能を全うすることはできな
いのではないかと、一月か
ら三月に実施された実際のうちで、強く
感ずるわけなのです。

それならば民生委員がよければ理想
的に行くかといふと、先ほど民生委員
の連合会長さんがおつしやいましたよ
うに、いろいろと弊害がありました。
理想的に行つていたわけではありませ
んけれども、民生委員を單に名譽職と
してゐる人は別として、ほんとに生
活困難者と苦勞を共にしてゐる民生委
員は、この二十二條に規定されてゐる
よくな、何かお飾りになつてゐるこ
とはたえられないのではないと思ひ
ます。先ほど会長さんいふ／＼とお
つしやいましたが、杉並の天沼のある
女の民生委員の方も、いろいろ込み入
つた事情がそこにあつたようでありま
すが、保護者の方になつてゐる、民生
委員の名譽に關することだからといふ
ので起訴なつた事件がありまして、け
ども、民生委員といふものは、そうい
うように身体を張つて、生活困難者の
相談相手になり、熱意に燃えてこそや
れるのであつて、またそれだけ発言権
利なり、権利なりがあつてこそ、な
ぐられて、でも自分の任務を果して
行くといふ熱意がわいて来るのだと
思ひます。民生委員がボスの権力
に支配されたりしたという事例はた
くさんありますが、それは今までのよ
うな民生委員のあり方、その民生委
員を選んだ推薦委員会のあり方といふ
ものにも大きな問題があると思ひま
す。民生委員の勞苦は言ふまでもない
と思ひますが、たとえば結核患者をど
こかへ收容しようといふことについ
ても、有給委員の処置は、先ほども

どなたかおつしやしましたように、
非常にお役所式で、日曜祭日は休み、
朝や晩は動かず、病院の制限、費用の
制限などを立て、保護の申請をして
も貧困者の立場を考慮するといふこと
がなか／＼できないのであります。そ
ういふ場合に民生委員が四方八方に
活動して、保健所の社会部へ行つて依
頼いたしたり、また保健所の方か
ら、衛生的な立場から区役所の非常
に、足を縛られてゐる／＼工作しなけ
れば、ほんとうの適切な処置といふも
のは、現在のところとられておりませ
んの、そういう活動をするための
民生委員といふのはどうしても必要な
んですが、その民生委員は、今まで推
薦委員会で推薦された、その推薦委員
会のあり方も問題です。今までの民
生委員にはいろいろ問題が起つてお
りましたけれども、民生委員のほん
とあり方といふのは、今私が申し上げ
ましたような有給委員ではできない
よくな、ほんとうの生活困難者と寢食
をともにして苦しむのなければなら
ないと思ふのです。民生委員がほん
とに生活困難者の相談相手として正し
く活動できるためには、民生委員の推
薦といふようなことでなくして、民主
的な民生委員を公選していただくた
い。そうして公選された民生委員は、
身体を張つて生活困難者を悪条件の
中から立ち上らせるための／＼な
生活指導や何かを、ほんとに確信を
もつてやつて行けるような待遇を與
えていただきたいといふことを、ここ
で強調したいと思ひます。現在の法律
と同じような方法で実施されてお
り

ますように、十四日以内に保護の決定
をしなければならぬといふことは、
現在実施されておられないことは、
全部と言つては言ひすぎせんかもし
れませんが、保護の申請が非常に遅
れておりました。第二十四條の四項に
は、「保護の申請をしてから三十日以
内に第一項の通知がないときは、申請
者は、市町村長が申請を却下したもの
とみなすことができる。」となつてお
ります。市町村長が申請を却下したも
の、今とつて何と云つて来ないとい
ふ事例はたくさんあります。だから
あとの不服の申立のところにも規定
されておりましたけれども、最初から不
服の申請をしてしまつた方がいくら
うか、この申請は現在のところ非常
に遅れておりました。それではその間けつ
を食つていたではないかといふことを
よく委員たちがおつしやいますけれ
ども、それはほんとにふとどきじやな
いかと思ひます。

そういうふうには有給委員の質の問
題、経済的な問題、官僚機構の中に置
かれてゐるというこの三つの理由か
ら、この有給委員と言ひますか、社会
福祉主事とその補助員というよくな制
度ではどういふケース・ワーカーとし
ての十分な活動は望めない。民生委員
をもつと質的に向上させるために、民
生委員を公選として待遇をよくする
といふことによつてこそ、最初の基本方
針として規定されておりました美しい
法文が生かされるのではないかと考
へます、実際の面をいふ／＼ここで
お話しするつもりで、いろいろ／＼な
ものを持つて来たのですが、非常に話
がなれ

ましてお聞き苦しかつたと思ひま
す、その点は御質問のときにいろいろ
聞いていただいた方が、私としても御
説明がしやすかと思ひますから、これ
で終りたいと思ひます。

○堀川委員長 午前中はこの程度でや
めまして、休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時三十分開議

○堀川委員長 それでは午前中に引続
きまして、厚生委員会公聴会を再開
いたします。

引続き公聴会を聴取することにいた
します。なお申し上げておきますが、公
述人の方々は午前中申し上げましたよ
うに、まだ七人ありますので、一人の
持時間を大体二十分程度としていた
だきたいと考えます。下松桂馬君。

○下松公述人 私は財団法人浴風會、
浴風園の園長でありまして、下松桂馬
と申します。全国養老所協会の理事長、
東京都社会事業協会の副会長などを
いたしておりますので、保護施設の立場
からこの法案に対する意見を申し述べ
たいと思ひます。

保護施設、特に養老の施設とか、あ
るいは厚生施設のごときは、現在はな
はだしく不足いたしております。府県
立の養老施設のみではどういふ実施は
できないのでありまして、どうしても
私団体を現在利用いたしております。
相当な役割を演じておりますが、国が
委託する場合の事務費の補助のごとき
は、現在三千七百円ベースによつて補
助を受けておるのでありますが、監督
はい／＼厳重になつて、しかもそれ
に伴う経済的裏づけがありませんか
ら、萎縮するばかりになつて、国や都

道府県が、ただちに公営または国営で
もつてその施設をかりに充実するとい
たし、まして、数年を要します。そこ
で現在あります施設を——人的並びに
施設を代用して、十分有効にお使いに
なることが非常に必要であると考え
ております。この意味から、條文に
ついて個々に申し上げてみたいと思
います。

第三十一條二項に保護金品の前渡
が規定されておりますが、現在まで
保護施設に對しましては、市町村の支
拂いは非常に遅れがちであります。東
京都内二十三区は割合によろしい。た
だし通例は二箇月、おそきは六箇月な
いし一年余を経過する実情でございま
す。これで前渡しという問題がありま
すが、施設にもこれは適用されると思
います。また遅れた場合の町村に對す
る監督は、どうしてせられるのであ
うか。この点法案が空文に終らないよ
うに願いたいと思つております。

これに關連しまして、第七十二條
で、保護施設所在地の市町村が、一時
立てかえ支弁をすることになつており
ますが、これは實際に可能でありまし
ようか。この点にはなほ疑問であり
ます。現在でさえも三多摩のごとき
のみならず神奈川縣その他非常に遅れ
がちであります。小さい市町村に施
設がありましたが、立てかえ拂い
が實際にやれるかどうか。この点を私
は非常に疑問に思つております。それ
で、もし不可能であるならば、できれ
ば都道府県で一括して責任を持たれる
という道を、ぜひ開いてもらいたい
であります。一年居住しておつたから
というので保護施設に入れますと、そ
の町村は、ずつと死ぬまで、何年かか

らうが、やはりその町村が義務を負担
して行かなければならぬということに
なります。もつとも東京は、各地に疎
開しておつて、爺さん婆さん、あるい
は孤獨な老人が地方におつたけれど
も、売り食ひをしてもとうてい耐えら
れないというので、東京に帰つて来て
保護を受ける。こういうことになりま
すが、もと／＼町村としては、ちよつ
と来ておつた人をそんなにいつまでも
保護することはまづびらだという立場
になる。そこでなか／＼保護費を送つ
て参りません。先ほども議論がしまし
たが、町村によりまして、生活扶助の間はと
非常に違いまして、生活扶助の間はと
もかく、病氣になつたら、もうそれは
金は拂えぬ。小さい町村になりますと
そういうことを實現に申しているの
であります。わづか二割の市町村負担で
ありますが、これは國費の負担にした
ら、まんべんなく、不公平なく、要保
護者を保護し得ると考えます。これは
この法規に直接關係はありませんが、
希望意見として、ぜひそういうことを
お願いしたいと考えております。

第三に、第四十一條に「都道府県及
び市町村の外、保護施設は、民法第三
十四條の規定により設立した法人（以
下「公益法人」という。）でなければ設
置することができない。」とあります。
民法第三十四條の規定によつて設立し
た法人ばかりでなく、過渡的でも、宗
教法人、宗教教団を認めてもらいた
いのであります。社会事業の発達に、あ
る意味で宗教家の奮起によるものが非
常に多いのであります。これをた
だちに公益法人に切りかえるために
は、ちよつと日時がいろいろありま
す。そこで本法第四十七條第三項で、す

で禁止條項もあり、憲法第二十條で
もこれは規定されているのでありま
すから、信仰を強制しないということ
と、社会事業を経営する場合の予算
と、これを過渡的でも認めてもらいた
い。もしこれができぬとすれば、附則
五項に三箇月とありますが、これはあ
まりに短かきに過ぎる。これではどう
することもできない。そこで今までや
つておつたのを全然やめさせてしま
うという結論になるのであります。因
並びに府県の施設が現在十分であるな
らば別として、府県がやるとすると、
敷地から争ひが起る。そこに建てら
れては困るとか、あるいはいろいろ
なこと、容易に決しない実例を私
らは多数知つておりますから、やはり
現在保護施設として使われております
施設に對しては、十分活用する意味で
その点をお願いしたのであります。
第四十一條の二に「設置しようとし
る者の経済的基礎が確実であること。」
とありますが、現に保護施設として認
可を受けている私人の事業を、公益法
人と改むべき場合の資本金は、動産、
不動産などの評価額を認めて、できる
だけ低額で、すみやかに法人となり得
るよう、法の運営において取扱われ
たいのであります。今日までやつて来
たその事實を認めて、なるべく公共性
を持たせる意味で、法人にかなえなけ
ればならぬが、あまりそれがために困難
を感じしめることは、いかがと考えま
す。

第四に、第四十八條の二に「保護施設
の長は、その施設を利用する被保護者
について、保護の変更、停止又は廃止
を必要とする事由が生じたと認めると

きは、すみやかに、市町村長に、これ
を届け出なければならぬ。」という
條項があります。それから第六十二條
の三に「市町村長は、被保護者が前二
項の規定による義務に違反したとき
は、保護の変更、停止又は廃止をする
ことができる。」とあります。これで
は、施設の長からの届出に對する市町
村の処置が明瞭に規定されていませ
んから、第六十二條の四として新たに
左の通りの追加をしようといひたい
のであります。第六十二條の四、「市町村
長は、第四十八條の四の届出があつた
ときは、正当の理由と認めるときは、
すみやかにこれを処理しなければなら
ない。」この言葉がよいか悪いか、どう
も適當でないかもしれませんが、気分
はそういう気分でありまして、ところが
ちよつとここで例を申しますと、御承
知のごとく養老事業のごとく、施設に
收容を頼まれておりますものは、委託
を受けたら拒むことはできぬ。入れら
れたら拒むことはできない。そこで前
科八犯もあれば十犯もいるし、また突
にりつばな人格者も、非常にまじめに
今日まで社会に貢獻して来た人々が、
悪いことをせぬでりつばな生活をして
おつたために、老後苦しんでおられ
る。そういう人も收容いたします。と
ころが昨日も進駐軍が参つて、処分
に困る人はないかというのであります
のでちよつと申し上げたのですが、
七十三才になります。婦人に対して
盛んに結婚を申し込んで、はなはだし
きは今度養母と精神的結婚をやろうと
いう申出をするとかいうようなこと
で、同僚の婦人方は非常に不安に
かかっている。これは精神的に非常に背
から性癖者ではあつたそうですが、精神

的な異常がいろいろある点でそういう
うに認められたいのは、これを他に、
精神病院あたりにでもどうだろかと
思つても、なか／＼それがぐあひよく
参りません。そこでそういう場合がた
まに生ずるのであります。それはその
人のために、靜かに暮らしておつた人
人が非常に不安を持つ。そういう場合
には何とかそういう人の処理をする必
要が、保護施設としてはあるのであり
ます。そこでこの市町村長の決定した
保護の変更、停止または廃止をした場
合に、被保護者がその決定に對して、
保護施設を動かぬというような場合
に、保護施設の長は立ちのけるすべ
を持たない。現在の法規では保護施設
の長は何ものも持たない。在國者は不
平を訴えることができるが、何らの権
限を持たないのではありません。かりに現
行法律に訴えてみても、事柄が事實上
人間問題にからんで来ますので、引渡
しましたは立ちのきの強制執行は不可
能となるのであります。これを救済する
方法としては、かかる特殊な、極端な
性癖を有する人々を特別に、これこそ
官公營において特別に引受けるよう
な、匡護的資格を有するような特別な
保護施設が必要でないか、そうして
もらいたい。こう考えるのでありま
す。

第五は、八十四條罰則中「報告を怠
り」とありますけれども、社会事業家
は、その立場上罰金刑を受けないよう
にしなければならぬ。今度の基本法案
案では、罰金刑を受けたものは資格を
取消すとか、これは草案だから何でし
ようが、よほど厳格な案ができてい
るようでありまして、その行為の作爲、
不作爲に限るために「故意に報告を怠

第五は、八十四條罰則中「報告を怠
り」とありますけれども、社会事業家
は、その立場上罰金刑を受けないよう
にしなければならぬ。今度の基本法案
案では、罰金刑を受けたものは資格を
取消すとか、これは草案だから何でし
ようが、よほど厳格な案ができてい
るようでありまして、その行為の作爲、
不作爲に限るために「故意に報告を怠

第五は、八十四條罰則中「報告を怠
り」とありますけれども、社会事業家
は、その立場上罰金刑を受けないよう
にしなければならぬ。今度の基本法案
案では、罰金刑を受けたものは資格を
取消すとか、これは草案だから何でし
ようが、よほど厳格な案ができてい
るようでありまして、その行為の作爲、
不作爲に限るために「故意に報告を怠

り」と訂正せられたのであります。また「若しくは忌避し」とありますが、この七字を削除していただきたく。これは「拒み、妨げ」の中に十分含まれておるものではないか、こういうことを考えます。また第八十四條の2の「行為者を罰する外、その法人又は人に対し同項の刑を科する。」とありますが、かくては今の保護施設としては、各地の有力者有識者がある場合代表者として、理事者としたておられますが、保護施設の代表者としての現在の状態では、これが二重の罰則を受けることになるので、本質的に代表しておる者がこれを受けるならよろしゅうございしますが、そういう点において2はこれを削除してもらいたい。こういうような希望を持てているのであります。要綱中にお願ひしたいと思ふ点を以上申し上げた次第であります。

○堀川委員 次は朝倉純義君。

○朝倉公進人 私には月刊療養雑誌「健康會議」というものを発行している編集の責任者である朝倉であります。一年間、年余にわたつておにも結核患者を中心として、いろいろな生活の相談その他のことを研究し、また指導して来たようなものであります。それでもうせん昭和二十二年ですか、生活保護法改善期成同盟というものを差別全国医療労働組合、労働救済会、患者同盟、引揚者、こういったような団体が集まりまして、あの当時から生活保護法は改善しなければならぬという気持を持つて今までやつて来たのであります。先ほどから患者さんの代表の方の公述もございましたが、生活保護法の改善についての全国的な署名を

リユックに一ぱい詰めて来た。これが今のところ、一番困つておる者が切実に生活保護法に、たよつておるといふことをわれ／＼は思ひます。だから私たちは、やはり一番困つておる人たちの問題を取上げて、その中に法がいかに生かされておるかという運営の面と、それから法律の面を検討して行かなければならぬんじゃないかと思ひます。

それに先だちまして、そういった声を代表いたしまして、私一、二枚地方から来ておる手紙の一部を讀み上げてみたいと思ひます。私が今讀むものは茨城から来ております。この人はお父さんとお母さんと、これは年寄りで父が、それに二十六歳の奥さんです。それが本人で四名さんです。この奥さんが会社で就職して、三千五百円をいただいておるのでございますが、これに對して非常な生活の扶助が受けにくいというふうな立場にありまして、るるる／＼書いてあります。その中で現在住んでおる木造瓦ぶき平屋十五坪の家があります。これがあつたために非常にさしつかえを來しておる。それから生活調査書は今度幾度も提出しましたが、地方事務所から調査があるたびごとに適用してもらえない。だから抽象的な、売るものがあるからこれを売つて生活しろということではなくて、具体的に最低生活の基準と照し合せてやつてもらいたい。それから君の方はラジオがあるが、このラジオは必要がないから売つたらどうだ。それから新聞はほかのものをよそから借りて讀んだらどうか。たき木は山へ行つて參つて来なさい。老父母は食えなくれば養老院に入れたらいいだろう。電燈料

が高く拂えないなら、それはやめて、ランプを使えば、役場から安い石油を配給してやるから、それでやりなさいといったようなことがるる述べられてあります。そして最後に、私たちは一方的に國家の恩恵に浴している身分で、その不満を訴える機会もないままに思はず恥かしい実情を申しました。これが今後資料にでもなり、少しでも保護者の生活が改善されれば幸甚であります。失礼をお許しください。

それからもう一例は、印刷業を元しておつた人ですが、これは静岡の人です。奥さんが病氣になられて、御本人は結婚です。それで三人の子供をかかえておるのです。この民生委員さんは、君の家は五人家族で、五千二百円が最低生活基準だが、親戚があるから、親戚は一日百円ずつ仕送りをする。ことに法律でなつておるから、そうすると、三千円を引いた分だけ保護するんだというようにお話を訴えて来ております。そうしてそのうしろの方に、二箇年の間に家族中全部結核に感染、発病、死亡しました。戸主妻の発病入院のために、無収入の二箇年の療養生活を経ておるにもかかわらず、扶助料は千五百円です。こういったようなことが書き並べてあります。

弟、妹、兄貴の娘二人の八人なんです。そうして總収入が七千六十円というくらいに査定されます。そうしてその最低生活費は六千四百七十五円とつきりきめて、民生委員と村長がこれに捺印しております。そうしますと、この収入から両方とも確認された支出を差し引きまして、五百八十五円の余額が出て来るわけです。それだから、この人は入院したくても五百八十五円しか余裕がないわけです。ところが、それについての村役場の裁定決定を讀みます。医療扶助費決定の件、さきに申請された×中○雄殿、医療扶助に關し九月二十九日民生委員協議会において左記の通り決定したから通知します。記、一、医療費の二割村費負担、但し入院治療の場合に限る。二、おたししまして、自己負担八割——これは厚生省に問ひ合せても、その決定の仕方は三割などというふうな漠然としたものでなく、金額をはつきり明示するものである。それから初診券を使つてはつきりその入院が適當であるかどうかを決定すべきだというふうな意見も述べられております。不服申請の道は昨年の七月から九月にかけて、これは課長さんからお聞きしました。これは、不服申請が百四十三件ございまして、五十件が不服申請が通つていて、五十六件が不服申請が通つていないのでございます。こういったぐあいに、言いたくも言えない。つまり恩恵的な保護法でありますから、言いたくも言えない。言えない多くの患者さん、それから生活に困つておる人たちが悩んでおるわけでありまして、だから不服申請の道があるからそれでやればよいということでは、私たちに賛成したい。いわずや民生委員が單なる協力機関になりま

すと、さらいその役人の方の線だけで参りますから、心を開いて相談し、またあたたかい手を差延べて。この食えないような生活基準額でどう生活をやりくりして行くかというふうな指導もなさらないければ、これはもうとても困つたものになると思ひます。具体的な例はそれだけとしまして、もう一つ村財政からする責任を同僚する行き方が非常にあります。これは奈良であつた例ですが、結核患者で生活保護法の医療扶助を受けようとしたら、結核の長期療養を要するものはこれに適用しないのだというふうな実例があります。これはやはり村の財政がこれを保護するに耐えられないような立場にやられておるからです。新しい保護におきまして、その地域にある療養所、收容所、それに対してはその地域の村当局が繰りかえす支拂するよるな條文があります。これは先ほどどなたさんが指摘されたように、これは村財政上なかなかやれない。もしやるとすれば、運転資金としての何らかの形で金を支給しておかなければ、なかなか円滑に行かないのではないかと思われます。さつき不服申請の例をあげました際忘れたのですが、今度の條文におきまして、不服申請しましてどれくらいで解決するかと思つて、私計算しましたら、長くて三百四十日、約一年かかるとです。この間にこの人たちはどうしたらいいのか、これが問題だと思ひます。計算したならばつきり三百四十日間まで引延ばしができるようになつております。それから不服申請の受理ですが、市町村長と県とそれから厚生省に行きますが、決定通知が行かなかつ

た場合には却下されたものとみなすというのがついております。これは村と県の場合にはよろしいですが、厚生省に行つて決定通知がなかつたら却下されたものとみなすと言つたら、どこに行つたらよいのか。これは裁判に訴えろということになるかもしれません。そういうことになったのですから、そういう文もあるのですから、そういうものかもしれませんが、これはやはりお役人の立場からでなくて、困つた人たちに親切に必ず決定をしてやるのだという法が貫かれなければならぬ、私は思います。不服申請の件につきましてはこれだけいたします。

次に私相当たくさんのお手紙をもらつていまして、どうしても結核のことについて話してくれということ、きのうも小石川の試験所で座談会を開いて来たような次第ですが、最近自宅療養者の生活、それから入院している人たちの生活を見てみると、非常にみじめなものです。たとえば自宅療養している人たちは、東京都の調査では、あの労働者の家計調査の半分、あの水準以下という者がもう七〇%もいるという調査がなされております。これは結核予防会で調査したのですが、それから私が訪問した例は、去年の七月だったのですが、今でもやはりそういう状態が続いておると思います。杉並で配給米が七分ありましたら、これをみな売り拂つて、そしてこすりやんを買つてそれで生活するといつたやうな、みじめな家庭療養をしている人たちがあります。それからまた最近よく言われておりますストレプトマイシンというものがありますが、これを打ちたくても、とても金が出せなくて困つておるから、何とか生活保護法でもス

トレプトマイシンを打てるようにしてくれないか。今では粟粒結核とか脳膜炎に限られておるが、倒れない、死なない前に何とかしてくるようにして、くれないうかという要望がありました。これは課長さんにお願ひしましたら、いやこれは生活保護法の補正性というか、社会保険でやつてそれでできないものを生活保護法でやるのだから、生活保護にしろ寄せさせられると困つたもので、結核は早く結核予防法案をつくつてやるべきだというやうな言葉をいただいたようにも思います。

あまりこまかいことを長く言つておりますと時間がかかりますので、生活保護法の予算上のことについて一言申し上げますと、やはり私たちは適用の保護の種類を拡充を望んでいなければならぬ。これは今度この中に教育扶助というものができた。これはわかれ／＼の年々の希望だつたわけですが、これはどうか叶えられて喜んでおるやうな次第です。

それから予算の拡充と査定基準の引上げですが、大体予算が足りないといふよりも、予算はやはり割当てられていゝもので、君たちが困つておるなら、幾らでも予算は出してやるぞと口ではおつしやられるけれども、やはりわくははめられて、末端までそれがやられていゝという状態です。特に査定基準の問題ですが、もう法律はどんなにりつぱでありましても、査定基準が低すぎると、これにひつかつてみなけられてしまふ、はねられてしまふ。この査定基準はどうかと言いますと、先ほどいろいろ御説明があつたやうに、五人世帯で五千三百円、ところが産別の理論生計費はどうかと言つと、五人世帯で二万三千円です。それからCPSの全国の統計では一万六千三百七円、生活保護法では五千五百三十円、こゝろいつたことから考えますと、産別の理論生計費の四分の一に足りない。全国のCPSの二分の一にも足りない。こゝろいつたところから、この点君たちはどうが、一番よい査定基準と思ふかと言へば、私はやはりどうして理論生計費の半分、CPSの七〇%、今の生活保護法の二倍、五人世帯で約一万一千円なければ、健康にして文化的な生活はできないと思ひます。もし今のやうな査定基準に健康にして文化的という言葉をつけたら、それは昔の文化コンロ、文化住宅、いろ／＼なものに文化の名前をくつつけたのとちつともかわりはないと思ひます。

それから査定基準のカロリーの面ですが、これは煮干さんかいろ／＼こまかく計算してあるのですが、このカロリーは蛋白とか、脂肪とか、ビタミンとかいふものを全然抜きにしたカロリーです。それはいゝばかり食つたら金額は少くともカロリーはうんと行きますよ。二千四百カロリーでも、だから、蛋白とか脂肪とかいふものは、ちやうど薬屋の小さな天秤にかけて調製するやうな形でやつておられます。それからだいたいこの葉っぱといふものも、一応はかりにかけられるといふやうなことで構成されておられます。これはきのうのうただきました政府でつくられた資料にも、ちやんと出ておられて、たとえば二週間の調査のところ、六日目の六十五円八十四銭で千九百九十カロリーのなるのであります。それから百三十五円八十一銭で千五百七十五カロリーの、つまり六十五円よりも百三十五円使つた方がカロリーが下つていゝ。これは質の問題なんです。だから動物的な生存をするといふのならば、金額はこれでいいと思ひます。しかし残念ながらやはり健康にして文化的な生活をわれ／＼は望んでいゝのですから、その点をやはり検討していただきたいと思ひます。この問題は、法律でどんなきれいなことを言つても、やはり予算と査定基準の問題だと思ひます。そういう意味から、先ほど公述せられたと思ひますが、審議会です。これを必ずやつて、今一番重要なことが事務的に決定されている、配られていゝこととでなくて、これは特別審議会にかけて、つまり今社会保障制度審議会がございまして、必ずこれに諮問する。そして一般の生活水準と物価の変動にかんがみこれを決定する。これはぜひやつてもらいたい。そういう意味でこの條文の改正を私は希望します。厚生大臣の決定によつて、基準云々のことは必ず諮問をするといふやうに、こゝろいつたことを社会局長さんにお話ししましたら、あまり動きがとれないと困るのだといふことをお話しになりましたが、やはり審議会をつくつて動きがとれるやうに、われ／＼の生活を保障するやうにしてもらいたい。それはぜひやつてもらいたい。

その次ですが、先ほど平衡交付金の質問が委員の方から出たと思ひます。私は生活保護法に平衡交付金は絶対反対です。なぜかと言いますと、平衡交付金で送ると地方で取りつて、だから生活保護法の費用はなくなるというところは目に見えて明らかです。だから生活保護法による費用のあはれは絶対反対です。

それから市町村負担の割合ですが、先ほど言いましたやうに振りかえ交付の問題もありましたが、これは全額国庫負担にしてみたい。もう地方自治精神などというやうなことにあつて、この運営を阻害するやうなことは行けないと思ふ。全額国庫負担にしては改正されておられます。一年以上居住した者に対しては村役場も負担しますが、そうでない人には都道府県が二割を負担して、村が負担しない。こゝろいつたやうな面を、もう一歩ですからこれを進めて全額国庫負担にしてみたいと思ひます。

それから生活保護法の補正性と社会保障のことですが、この問題は、すでに労働組合や市民の問題になつておるやうでなければいけません。こゝろいつたは、これはもうどうなても御承引願えと思ひます。やはり失業をなくし、賃金の遅拂いや欠配がないやうにしていただく、これでもつて一般国民の生活が安定しなければ、いくら慈善的な、あえて慈善的だと言ひますが、生活保護法で吸い上げようとしても、これはわりです。またそういつたやうなものがあることによつて、ややもすると社会政策を大きく取上げて行くの、かえつて水をぶっかけるやうな現象が出て来る。そういう意味において生活保護法は、われ／＼はやはり社会保障制度の線を進めて行かなければならぬと思つておられます。青柳先生なんか特にお願いして御協力を願ひたいと思ひます。

それから民生委員の公選制と有給制

の問題ですが、先ほどから民生委員の問題がありました。私は民生委員は公選にして有給制にすべきだということを主張します。三千人の社会福祉主事を新らしく置きまして、一億一千万か幾らかの費用が出るそうですが、やはり地域の人の人たちとほんとうに手をつないで世話して行ける民生委員を、今の制度を生かして、これを公から選出していただいて、もし悪い者があつたらリコールしちやう。そういつたようなくあいに、民生委員の公選制と有給制の確立、こういつたことかと思ひます。

以上大休は申し上げましたが、私たちが今までやつた改善期成同盟の念願していたことと今度の法案と、どういつたところに、その改善されたところと、まだ未解決のところがあるかというところを一言加えたいと思ひます。保護費の全額国庫負担というのは、われわれ従来からとなえておりました。が、いまだにそれが入つていないのは非常に遺憾であります。それから査定基準の引上げの問題、これも先ほど説明した通りであります。それからさらにあの当時、生活保護法をもつと積極的にやつてもらいたいというような意見を出しまして、たとえば結核患者や傷痍者などの厚生施設に、この生活保護法をうんと生かしてもらいたい。幸い厚生施設というものがございまして、この法文を死なせないで生かしてもらいたいと思ふのであります。それから従来より男女差の問題となえて来ましたが、当局の御了解によりまして、最近男女差が非常に改善されております。それから民生事業の民主化、組織の強化といふ／＼ございまして、

これは運営のこまかい問題でありますので、省くことにいたします。なお、民法の養扶義務を機械的に適用しないといふこと、これは民法の改正や最近の趨勢からしまして、やはり今までの封建的な家族制度というものはなくて、実情に即した、むしろ個人の生活単位を中心にしてこの扶養義務の方を適用してもらいたい。いろいろございまして、最後に、特に医療の面で申し上げたいことは、国民健康保険診療報酬を点数によつてやるということと、今の国民健康保険はがたがたで、崩壊状態にありますので、地方によりましては五割負担などということと、とてもできません状況なんです。それで診療の報酬においていろいろの制限を加えて来ております。この病気の期間が幾らだとかいう制限を加えて来ておりますが、従来のように健康保険診療点数によつてやつて行くといふふうに改めてもらわなければ、たいへんなことになると思ひます。それを改めるのちよつとも遠慮なさらないでいいのではないかと、私はこう思つておるのであります。

以上をうけて説明申し上げました。が、結論としましては、やはり生活保護法をずつと調べてみますと、立入り検査とか、監視だとか、施設から個人に対する統制が非常に厳しいのです。こういつたことをやつてあまり締め過ぎますと、保護法自体がつぶれてしまふのではないかと思ひます。だからもつと簡単に、一般大衆がよくわかるように、専門家でなければとてもできないから社会福祉主事を使うのだということではなくて、もつと簡単に民主的にやつてもらいたい。民主的という言葉

葉は非常に漠然としておりますが、やはりみんなの声の上に立つてやつてもらいたいといふこと、名目だけの社会保障制度の姿でなくて、どうして社会保障制度を確立するのだといふことをはつきりしてもらいたい。それから憲法は、第一條から第九條かにわたつて非常に美しい言葉で書かれておりますが、査定基準のところではちやんとやられておりますので、やはり羊頭と点晴を加えてもらいたいと思ひます。

それから公聴会が急に開かれたので、今までの／＼研究もし声も集めていたのですけれども、これを十分準備することができませんでしたから、公聴会においても十分の余裕を與えて検討させて、一般大衆の声をやはりそこを通過して出すようにしてもらわないと、法のつくり方が抜打的で、がむしやに通過してしまふというやうな感じを受けたいと思ひます。われ／＼せつ／＼呼ばれてつまらない意見でも聞かれるのですから、やはりさういふふうに進めていただきたい、こういう希望を持っております。特に厚生委員会、生活保護法に對してもつと積極的に民衆の声を聞いて、りつぱなものにしてもらいたい。ごまかしでもないものにしていただきたいといふことをお願いしまして、終ります。いづれまたあとで質問に答へたいと思ひます。

○堀川委員 次は増田正直君。○増田公達人 千葉県片いなかの農村牧場の助役をいたしております。公述人の顔ぶれを見ますと、大体が都会の方であります。いなかの存在は私一人らしいやうであります。従つて

私が申し上げようといひます。これは、地方の叫びであり、野の声であるといふ気持ちでお聞き取りをお願いしたいと思います。実は私出て参りますにあつて、十分保護法案を検討するにまもなく、また資料等もないので、ただ思ひつきのことを二、三考へて参つたわけですが、けさは保護法案を預かりましたと、私の希望しておる点です。盛り返されておるものもあつて、それから前に公述なすつた方が、私の考へていることをすでお述べになつてゐるので、私はごく簡単に申し上げまして、自分の責任を果したいと思ひます。

第一の問題は、生活保護の根本精神が、従来は救済的な思想があつたので、これを脱皮しまして、一定の不幸な生活に陥つた者は、当然の権利として生活保護法の適用を受けることができる。こう改正された点は、双手をあげて賛成するところでありまして、もとより従来から、救済を中心にして、業的な觀念から、救済を中心にして、たうらみがなくともありませんでした。今度は防貧の立場に立つて、新しい更生事業的な理念のもとにこれが実行されることは、非常に喜ばしいことであります。さういふ意味から、第一に考へましたことは、第十七條の生業扶助の問題であります。実はこの案を拜見するまでは、やはり従来から生活保護法を考へておつたために、これを転落して困つてから救ふのでなく、生活落伍者になる以前において防貧的な生業扶助を行つて行くといふ、広い意味の生業扶助としてやる必要があるのではないかと、この点を力説し実はお願いしたい、こう考へて参つたのであります。

私が申し上げようといひます。これは、地方の叫びであり、野の声であるといふ気持ちでお聞き取りをお願いしたいと思います。実は私出て参りますにあつて、十分保護法案を検討するにまもなく、また資料等もないので、ただ思ひつきのことを二、三考へて参つたわけですが、けさは保護法案を預かりましたと、私の希望しておる点です。盛り返されておるものもあつて、それから前に公述なすつた方が、私の考へていることをすでお述べになつてゐるので、私はごく簡単に申し上げまして、自分の責任を果したいと思ひます。

が、けさ法案を拜見いたしますと、生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に對して云々、この「そのおそれのある者に對して」という一項を加へていただいたので、私の申し上げようとしたことは解消したわけでありまして、しかし実際の問題として「左に掲げる事項の施期内において行われる。」その第一は生業に必要な資金、器具または資料を給與する。これは従来もあつたわけですが、第二に生業に必要な技能の修得、この点であります。どうもこの点がとすると不幸に陥つて、生活落伍をしてから生業に必要な技能を授ける、もしくは就職のあつせんをする、ともすればこういうことに陥りやすいのであります。これは地方の民生委員たちの取扱いが十分に法律を研究しないためでもあるのであります。この点は私はいづれ施行令、施行細則等ができると思ひますが、その際には救助の必要の起る一歩手前、すなわちそのおそれのあるものに対して、早くこういう施設を施すといふことを実際に行い得るやうに、施行令、施行細則等でお考えをお願いしたいと思ふのです。本法といたしましては、この一項がある以上は、十分に活用ができる考へておりました。第一に考へて来たことは、これでおのずから解消したわけですが、

それから第二点は、当然の権利として生活保護法の適用を受けるというところで、被救護者が権利の主張ができる。さういふやうなことに力点を置いてあるやうです。これは非常にけつ／＼なことで、人格尊重の意味から、また広い意味からけつ／＼なことであ

が、けさ法案を拜見いたしますと、生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に對して云々、この「そのおそれのある者に對して」という一項を加へていただいたので、私の申し上げようとしたことは解消したわけでありまして、しかし実際の問題として「左に掲げる事項の施期内において行われる。」その第一は生業に必要な資金、器具または資料を給與する。これは従来もあつたわけですが、第二に生業に必要な技能の修得、この点であります。どうもこの点がとすると不幸に陥つて、生活落伍をしてから生業に必要な技能を授ける、もしくは就職のあつせんをする、ともすればこういうことに陥りやすいのであります。これは地方の民生委員たちの取扱いが十分に法律を研究しないためでもあるのであります。この点は私はいづれ施行令、施行細則等ができると思ひますが、その際には救助の必要の起る一歩手前、すなわちそのおそれのあるものに対して、早くこういう施設を施すといふことを実際に行い得るやうに、施行令、施行細則等でお考えをお願いしたいと思ふのです。本法といたしましては、この一項がある以上は、十分に活用ができる考へておりました。第一に考へて来たことは、これでおのずから解消したわけですが、

ります、ともすると救護を受けるというより、人々のうちには、往々にして権利のみを主張して、自分が更生の意欲を申し立て、更生すべき方途をおぼりにして、民生委員等が注意を、そうして話相手になつても、救助を受けることによつて、安閑としておつて、更生しようという観念が薄いような場合が地方にはあるわけですから、こういうものに対して、何とか義務観念を十分に持たせることを條文に入れていただく必要があるのではないかと。これは実は私研究が足りなくて考へて参つたのですが、これまた草案を拜見いたしました第六十條に、一被保護者は、常に、能力に応じて勤勞に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない。という條文があるので、実際にこれを適用いたします場合には、今申し上げたようなことがなか／＼実行されない。特に扶助を受けるような立場の人において、ほんとうに不幸のためのみで転落した人は別として、どうも実際の生活の上で、思想的にただ権利のみを主張し、義務を怠るという人もあるかのように考へられるわけであり、そのように考へられると、かような條文があつたようであり、第二條かに、「左の各号の一に該当する者には、この法律による保護は、これをなさない。」というように、能力があるにもかかわらず、勤勞の意思のない者、勤勞を怠る者その他生活の維持に努めない者は生活保護をしないという規則があるものであります。実際の取扱いから申しますと、こういうふうな法令になつた方が扱いに非常にいいと思ひますが、しかしこれを御訂正に

なつたときには、権利義務というよりなものは強制的にやるべきものではないといふところから、多分御出発になつておるのだらうと思つて、この法令はこうあつてしかるべきだとは考へませんが、実際の面から言つて、以前のように反省をさせる法令があつた方が、取扱いの上にはいいといふことを考へたのであります。これは法としてさうなことを書くといふことは適當でないことは十分察しておりますが、地方等で取扱いの場合に、そういうことが考へられるといふことだけ申し上げておきたいと思ひます。

それから第三として考へて参りましたことは、再三問題になつて、前公述の方々から御意見が出、特に原君から十分に御意見は御発表になつたので、この点はごく簡単に述べた面だけ申し上げたいと思ひます。原さんがけさおつしやつたように、民生委員が協力者として行くといふことに対しては、いささか疑問を持つて参つたのであります。準公務員たる性格を脱皮し、そして社会奉仕者としての本来の姿に立返る、この点は非常にけつこうなことではあります、原さんその他の方のおつしやつたように、どうも民生委員の立場が、職務執行の上に、もう少し協力者であるといふようなことが濃厚であつてほしい。こういうことを考へたわけですが、これはもう前の方々が申し上げたことであり、その問題に移ります。この問題に對しては、第二十一條かに「都道府県及び厚生大臣の指定する市町村は、この法律の施行について、都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助させるた

め、社会福祉主事を置かなければならない。」となつております。従つて厚生大臣の指定した町村には、当然こういうものを置かれるわけですが、何うところによると、大都市もしくはそれに準じた町村にのみ第一段としては置かれる。そうしますと、私自分の村のことを申しますが、小さな町村としては当然これは自分の間はない。設置されるまでの間は従来通りの扱いで行くべきである。つまり民生委員が生活保護の協力者として、従来通りに一切の仕事を行つて行くのである。また今度の法案の趣旨によつて、社会福祉主事の事は町村吏員、特に厚生事業を掌する役場の吏員が、これを担当して行くか。その点が実は私も明瞭になつていないわけですが、御承知の通り町村の財政は非常に現在窮乏して、町村吏員といふようなものは、極度に人員の整理をし、少数の人で事務を扱つております。幸いに従来厚生事業の地元吏員に、民生委員の方が協力して、実際の調査救護についてもともにやつていたもので、この民生委員がそれに基いて実行の方法さえすればよかつたといふのが、今度の町村の厚生事業の担任者が、一切の調査からすべてやるといふことに對して、地方財政の上から町村吏員を増員しなければならぬという立場になると思ひます。これが町村の現在の財政の上では、非常に困難である。それからごく小さい町村で、救助をする人がわずかな町村、そういうごくわずかの場合には、町村吏員がやつても大したことはないものであります。指定を受けない町村といふことになる、町村が人をふやす、それに対して国庫の方で幸いに多少の人員費等

の補助がかりにあるとしても、専任はとうてい置くことはできない。ほかの仕事も兼ねてやるということになる、どうしても当面の問題に追われ、補助を受けて、しかも村の事務が二の次になりやすい傾向があるのではないかと。こういう点についてひとつ十分の御考慮を願ひたい。こういう希望を持つておるわけであり、また二、三考へておることもあつたのですが、私根本的にお願いしたいと思つておつたことは、ほとんど趣旨に盛り込まれてあり、先刻の公述の方からも申されてあるので、この二点だけをつけ加えて申し上げて、私の公述を終りたいと思ひます。

○堀川委員 次は天達忠雄君。○天達公述人 天達でございます。すでに生活保護なり、民生にあるいは厚生に生活保護にやりになつていらつしやる方から、いろいろ詳しくお話がございまして、私から特にどうぞ申し上げる必要はないかと思つたのですが、ちよつと角度をかえまして要点だけを申し上げます。

今回のこの法案を拜見いたしました。と、わが国の社会事業あるいは厚生事業としては、画期的な改正だと思ひます。それは従来権利としては、保護を要請することができなかったものであります。憲法に規定する云々と、堂々と改定せらるゝと存じます。しかし先ほどから多くの方が御指摘になりましたように、その内容、実質がこれに伴つていかどうかという点になります。これはあまり感心しないわけですが、こまかな生活扶助あるいは保護の内容を

拜見いたしますと、従来の点よりやや改正された点もございすけれども、保護の基準と申しますか、そういうものは大体従来と同じ水準にとどまつておるように見られます。このことは、私一番感じます重要な問題でございす。それから保護の水準といふことと関連して、そこから必然的に出て参りますのは、保護の水準を引上げますと、そこから費用あるいは予算、そういう問題が出て参りますし、同時にいろいろな、特に地方財政におきましては影響が多々あるかと思ひますが、ここでは保護の内容、保護の水準についてだけ申し上げたいと思ひます。

先日朝日新聞でございましたが、記事が出ておりました、それによりまして、イギリスでは標準の栄養量が三キロロリー、西ドイツでは二千四百キロロリーといふことが出ておりました。もう一つは、社会保障制度審議会の副会長さんでしたか、末高さんのアメリカからの報告が、数回日本経済新聞に載つておりましたが、その二回目が三回目かの記事には、アメリカにおける公的扶助の問題は、アメリカにおける公的扶助とは直接関係ございせんが、それが載つておりましたときの書出しのところで、アメリカにおける非常に文化的な高度に発達した食料品工業の状況などが述べられておりました。標準の国民の栄養量が大体四千キロロリーだ、そしてこれはアメリカにおける都市の人たちが大体食べているもの、だといふことが述べてございまして、それから公的扶助については、こまかな数字などはございせんが、アメリカなどでは自家用の自動車を持つておる

第一類第八号附屬の五 厚生委員会公聴会議録第一号 昭和二十五年四月一日

一七

人でも扶助を受けることができる。この一事をもつてしても、その水準を想像することが出来るだろうというふうにお書きになつていらつしやいました。もちろん日本のいろんな條件と、アメリカだのイギリスだの社会経済的な條件とは非常に違います。従つて労働者の場合でも、アメリカのCIOやAFLあたりの最低賃金要求などは、去年あたり御承知のように一時間七十五セント、そうしますと、一箇月に約百二十ドルになる。これが最低賃金であります。これを円に換算すれば幾らになるかということはおし上げるまでもないことですが、大体最低賃金要求なり、現実に実施されておるものは、日本などからすれば話にならないほど高いものでございまして。濠洲でも、ニュージーランドでも、あるいはインドでも、フランスでも、イギリスの場合でも、生活水準その他いろんな條件が違いますから、金額だけでは比較になりませんが、最低賃金として問題になつてゐるのは、大体現在四万円前後でございまして。もちろんそうだからといって、そういうものをすぐ日本に当てはめて考えることはできないわけですが、それは昨年あたりから、あるいは今回の改正案でも考えられておりますこの扶助の基準が、日本の実情から申しましても、これではたしていかうかというところ、このことはアメリカやイギリスや濠洲、そういうところと日本と比較にならない、最低生活水準についてそのまゝでは足りないといふ私は考えるわけです。最低生活なるものは、もしその水準をわれわれ健康を維持できない、あるいは子供を満足に育てることができないという水

準であるわけですが、従つてこの最低生活水準というものは、日本の状態がどうだから、お前はこれでしんぼうしろというところは、そう輕々には言えない問題じゃないかと思ひます。たとえば標準世帯における飲食物費の中で、三十三歳の女の人の標準熱量は千五百九十七カロリー、大体千六百カロリーというところが基準になつております。ところが厚生省の有本さんの計算ですと、九歳の男の子が千六百二十五カロリー、そのくらの女の子は千五百何れカロリーだつたと思ひます。この三十三歳の、おそらくこの世帯の構成では未亡人の主婦、世帯主になるわけだろうと思ひますが、その人が千六百カロリーで、はたして健康を維持して、子供のめんどうを見て働いて行けるかどうかということは、重大な問題だと思ひます。たとえばこの三十三歳の女の人の場合——これは戦争が始まりまして間もなく、厚生省研究所で国民の栄養必要量を算定されたものがありました。それがそれによりますと、女中のいない主婦の場合には、中等労働として考えなければならぬということが言われております。それによりますと、大体千九百カロリーは必要だ。それから昨年の六月、国民食糧及び栄養審議会、いろいろな事情をにらみ合ひしての改訂案が発表されましたが、それによりますと、大体二千六百カロリー、これは軽労働の場合であります。もし重労働であれば——婦人の重労働というのはいささか考へられておるわけですが、二千八百カロリー。こういうふうに考へられておるわけです。かりに中等労働あるいはそれよりも少しはげしい労働だと考えますと、やは

り少くとも二千三、四百カロリーか、五、六百カロリーはいるのじやないかと考へられます。それは、たとえばイギリスのラウンストリーの有名な研究によりまして、貧乏人は普通の人の場合よりもよけいにエネルギーを必要とするのだ、それは生活條件が非常に悪いからだと言つておられます。このことは、私どもが常識で考えまして、非常に便利な住居あるいは生活のいろいろな文化的な設備を十分に利用できない人ほど、からだをうんと動かし、精神も非常に苦勞してやるわけです。従つて当然女中がいるような家庭の主婦を対象に考へられたような栄養であつても、千九百あるいは二千カロリーともさらしに四、五百カロリーはよけいにあげなければならぬのじやないか。これは全体として、たとえばこの生活保護の参考資料にございまして、従来から使われておりました五人家族という世帯構成、六十三歳のおじいさん、三十三歳の女の世帯主、八歳の男の子、五歳の女の子、一歳の男の子、こういう五人世帯が考へられておりますが、この場合に、従来一人当たり平均千五百五十カロリーでございまして。そういう水準では、健康で文化的な生活にはなくてはならないと考へられ、ないじやないか。それはたとえばこういう点に見られます。先ほど申し上げました生活保護法の基準の熱量の場合と、それから昨年の六月国民食糧及び栄養審議会が案を出したもの、同じ家族構成にあつては、一人当たりの平均を出しますと、昨年出しましたもの大体八十五、六パーセントにしか当

らないわけです。つまり約十四、五パーセントほど、この基準量は少いわけですが、それよりもつとたくさん必要だと思ふのですが、そのぎりぎりよりもつと少い、私はこういうことを、社会法関係あるいは生活法関係で申し上げたことはございせんが、それと似たようなことをほかの関係でよく申し上げますと、君、そんなことを言つても、日本の社会、経済状態から言つて、そんなに高度な保護はできない。あるいは高度な経済的な待遇は許されないと、そのことをよく言われますけれども、その栄養の場合だけをとつて見ても、厚生省で一年四回おやりになつておられます栄養調査を見ましても、大体必要量はとつておるのじやないか、それは昨年の、私は計算してみますが、なかつたのです。一昨年の場合でも——これは調査した世帯の平均ですから、生活保護法の家族構成の場合には、働かざるの男の人が入つていないことになつておりますが、この場合にはそういう人が入つておられますから、そのまゝ比較にはなりません。都市で一人一日平均千九百十六カロリー。それから農村が二千四百カロリーというふうにとつておられます。それからもう一つ例をあげますと、私、以前、なかりました安藤政吉さんのおやになつておりました生活問題研究所にしばらくこやつかいになつたことがありましたが、そのころ厚生省の御委託で、要保護者の家計調査をやつたことがございまして、それによりますと、ある地方では、一人一日二千九十二カロリーをとつております。従つてこの日本の経済條件からいって、そういうことはできないと

いうことは必ずしも当てはまらない、同時にまた最低の線というものをもし割れば、もう生きて働いて、あるいは子供を育てて行くことはできないわけですから、その線だけは割れない、その線だけはどうしても、どんなことがあつても守つて行こうとだれもするわけですが、従つてそれだけでは何としまして、辛うじて確保しておるのが実情だと思ひます。このことはたとえばこの数年來、東京都でもあるいは大阪でも、要保護者の家計調査をおやりになつておられますが、これを拜見いたしまして、詳しくは申し上げませんが、大ざつぱに言いますと、こういう結果が出ておられます。それは大体生活保護法の扶助の基準では、飲食物費が八二・七％、こゝろより出でゐるわけですが、要保護者というより、現実に保護を受けておる人たちの生活の実際を見ますと、八二・七％が飲食物費ではなくて、六〇％ないし七〇％の飲食物費です。従つてこれは当然基準を上まわつて栄養をとつておるわけですが、私は栄養学者じやありませんから、栄養の話はもうやめしますが、そこで保護を受けておる人たちの生活の実際と、それから保護の基準、それから現実の労働者、サラリーマンも、工場にいる労働者も、あるいは人夫のような労働者も含めまして、労働者の家計の実際と、こゝろよりものを比較してみますと、大体こゝろの傾向があります。これはみんな東京の話ですが、勤労者の実際の家計費、支出を一〇〇％としたとしますと、要保護者の場合は大体三十七、八パーセントにしか当りません。ところが生活保護法の基準額はこゝろに勤労者の実際の家計費

一〇〇%に対して三〇・一%にしか当りません。四〇%ぐらゐの場合もありませんが、大休養保護者の実際の家計費の方が家計調査、これは東京都の民生局でおやりになったものですが、実際の家計費の方が基準額よりも相当高いわけですね。そうしてさらにこの中味をもう少し割つてみますと、それはどういふふうなことになるかといひますと、去年東京都では九月、十一月とおやりになったのですが、去年の十月の場合、これは速報しかまだ拜見いたしておりませんが、その場合を見ますと、実支出の合計、実際にいへば、これを一〇〇%といたしますと、保護費はその五六%に当つております。あとは一番大きいのは勤労収入、これはいろいろ／＼な形の内職その他も入るわけですが、仕立物をしたり、あるいは留守番に行つたり、あるいはやみ屋的なそういうものも入るわけですが、三八%余り、これが大きいわけですね。そうしてその他もいろいろ、現物収入などもございますけれども、それでもまだ足りないわけですね。保護費と勤労収入と、それからいろいろ、現物収入その他で足りないで、借金あるいはこういういふ底の生活をしていて、なお財産売却といふものがあるわけですね。財産売却といひますと、非常に大きく聞えますが、継ぎはぎだらけの着物を人に譲つたといふふうなものがないわけですね。こういう生活者であつてなおたけのこ生活に入る。ただその場合でも、昨年と一昨年の場合と比較しますと、非常な差違があるわけですね。それは今申し上げました財産売却、いろいろ／＼な

ものを売つて一時をしので行くといふことが一昨年の方が相当、相当といふと少し言い過ぎますが、去年よりは著しかったのですが、ところが昨年あたりになりますと、この財産売却といふのは、非常に言葉はいいのですが、配給の米、砂糖をいろいろの売却ですね。そういうものが目立つて来ておるわけですね。配給の米を売るといふやうなこと、これは単に東京都の区の部分だけでなく、郡部においてすらそういう実例が上つております。それをなおこまかく申し上げますとあれしすのでやめますが、そういうふうな保護者、保護を受けておる人たちの実際の生活といふものは、現実にはほとんど申し上げましたように、最低の、何とか生きて行くといふ線は、自然科学的にもう前から、いわばその人間が與えられた運命としてあるものですか、それを何とかして維持して行かなければならぬといふこと、それから現実には政府でおきめになった保護の基準といふものが、かなり離れておりますために、非常にむづかしい生活がそこに出て来ておるわけですね。

今勤労収入と申しましたが、これは非常に不安なもので、どこかに勤めておるといふふうなものはほとんどないと言つていい。そういう状態で、さらにはほかの方に触れますと、先ほど申しましたように、保護の基準は飲食物の割合が八二・七%、その他の諸費用が一七・三%になるわけですが、この飲食物費といふのは、もう食べられるやうになつたものでなく、それをさらに煮たり焼いたり、つまり材料を調理して口に入るやうにしなければならぬ。嚴密な飲食物費はさらにもつとかかるわけですね。従つて、ではこれらの人たちが三度々々食べておるかと言いますと、決して食べていないわけですね。一回抜くとか、ひどいときには二回抜くとか、それでなければ米を売つていもを買つて食うとか、あるいはこりやんその他の、人があんまり食わぬやうなものを、單価では安くても腹のふくれるものを食うとかいふこと、さらに腹のふくれることを第一にいたしますから、副食その他の費用は大幅に減つておるわけですね。比率を申し上げますが、減つております。従つてここからやはり栄養不良、栄養失調も出て来るわけですね。知らない間に健康が急速に虫ばまれて行くといふことが言えるわけですね。従つて飲食物以外のその他の費用一七・三%から、さらに飲食物材料費を、何とかして食べられるやうにする費用をとつて、その他もつて文化的な人間らしい生活をする。今度の場合は教育費の補助が別に加えられるわけですが、その中で最初申し上げましたように私はこの法文を拜見しまして、期待をし、非常にりつぱな法律ができると思つたわけですが、どういふところまで保護するかといふ点を見ますと、非常に失望したわけでございます。それはたとえば新聞なども前の通りになつておりまして、ちり紙といふやうなものも別に加えられていないやうでございますし、五人世帯でもつて新聞を一種類とつて、ちり紙のかわりにするといふやうな点、これは私の誤解かもしれませんが、何か実施の方面ではあまり保障されてないやうな印象を受けるわけでございます。従つてこの点をどの程度まで保護するといふこと、これは今まで皆さんがお

つしやいましたが、なるべく厚生省当局だけで御責任を引受けられないで、なるべくみんなが納得の行くやうな方法で、しかもこの苦しい中でも「健康で文化的な生活」と法文にうたわれておりますことを保障されるやうな方法をとつていただきたいと思ひます。

○堀川委員長 次は竹内一君。

○竹内(一)参事人 私はただいま御紹介いただきました竹内でございます。横浜の医科大学病院に勤めておりました、日本医師会の理事をして建前で今日伺つた次第でございます。

生活保護法案にございます医療扶助に關しまして、医者の立場から医療といふ点だけで申し上げたいと存じます。この生活保護の問題におきましては、医療扶助が一番大きな問題でございます。その事柄の上からも、また費用の上からも非常に大きな部分を占めておるのでございます。従ひましてこれに対するいろいろの條項がたくさん規定されておりますが、これは主として社会性を帯びている建前からいって、社会保険の医療に準じているものと考へられますが、そういうふうな考へますと、これは十分検討して行かなければならぬ面があるのではないかと申ひます。御承知の通り、健康保険は実施されてから二十数年の年月を経ています。ことに戦後におきましてはたび／＼これが改正されてきて、今われわれがやつておりますところの医療としては、一応完璧なものと考えられるわけでございます。しかしこの医療扶助の面に規定されてある條項を拜見いたしますと、やはり非常に矛盾、食い違ひがあつたり、あるいは少し不備な点、そういうものが見られます。

で、医療担当の立場からこれを十分生かして運営する上には、これでは不備なので、意見を申し上げて、御訂正あるいは修正をしていただきたいと存ずる次第でございます。

第一に四十九條、これにつきましては、医療扶助に際しまして、これを担当する場合に、医療機関を指定することになつております。このことにつきましては、その機関を指定するか。あるいは医師を指定するかに相当問題があるものであります。健康保険を例にとつて申し上げますと、保険者の指定するものといひまして、保険医たる医師を指定するほかに、医療機関を指定するといふ二つの方法が採用されております。しかしながら今日までの実情に鑑みまして、機関を指定する場合に医療責任の所在が不明確になりまして、医療報酬請求の上の不都合も含み生じまして、医師といふ保険医を指定する方法よりも、いろいろの欠陥が現われて来るのであります。保険局ではこの弊を是正しようといひまして、保険者の指定するもの、すなわち医療機関そのものを指定する方法に修正を加えるため、二十五年からは保険医として指定するやうに進んでいる実情であります。従ひまして日本の医療の現段階においては、今日審議に上つております生活保護法につきましても、医療扶助の各條にこのやうな時代の推移に適合した方法がとらるべきものと考へる次第であります。このことは医療の最終責任が、医師個人に存在するといふ建前の具体化でありまして、医療扶助について、健康保険と同様の取扱ひがなされる点、特に第五十條の規定においては「厚生大臣の定めるとこ

きましては、今後ますますその社会性が重視され、医療を受ける側は申すまでもありませんが、さらに医療を担当する者の社会的自覚と責任を明らかにすることは、この生活保護法の根幹と考える次第でありまして、ここにあえて修正意見を申し上げる次第であります。

最後に、非常に妙な声を出しまして、お聞き苦しかったと存じますが、皆様のお手元に、私の申し上げました意見と、生活保護法案の医療関係事項を抜粋いたしまして、さらに修正をされたい事項を原案の上に張つたものを差上げてありますから、何とぞ医療扶助を受ける者の立場から、十分な御配慮をお願い申す次第でございます。

○堀川委員長 次は竹内政君。
○竹内(政)参考人 私は、現在三鷹町に住んでおまして、生活保護を受けておりますが、今の生活保護料では、とても七人の家族ではやって行かれないのでございます。ですから、ぜひ生活の保障をしていただけるようにお願いしたいと思っております。

現在一箇月、額にして六千四百四十八円いただいております。家族としては、母が一人おられますが、ほか六人の家族で、七人になります。母の分としては、生活保護からはいただいております。母の分も生活保護からい出していただきたいと思います。

第二に、生活状況を簡単に話したいと思っております。食事にいたしましては、一日の食事は、朝はすいとんをいただきます。お昼は麦のおかゆを食べたり、夜は御飯にみそ汁ぐらいの状況

であります。主食として、一箇月四千円かかります。あとの二千四百十八円は調味料、それから住居と電気の拂いに使っております。住居の方は、今失業をしておりますので、三百円拂わなければ、立退きを命ぜられると思つて、むりをしてまで住居の方だけは拂つております。そのほか燃料としての炭やまきに五百円かかります。

また二人学校に行つておりますので、教育費が二百二十円かかっております。調味料は一月五百円でございます。けれども、今月ただけは、来月はいいだかないようにして、私のところではほかの費用にまわしております。そのほか野菜とか、お魚類は、一月に一回五十四円当のものを七人でいただいております。実際私たちの生活は、ほんとうにみじめで、まして育つ盛りの子供ばかりをかかえておりますので、この生活では、まったく栄養失調と申しますか、そういうような状態になる次第でございます。

その次に衣料としましては、私たちが一回震災にあひまして、着のみ着のままでおりますところに、現在の生活に入りまして、下着類も何一つ買えない始末で、子供の下着にしても、難い。だにまた切れたりしてございまして、まったく近所の方から見たら、まるでこじきのようなかきつをしております。それでも私はがまんして子供に着せておまして、子供たちは別に何とも申しません。今一番小さいのが医者にかかつておられますけれども、民生委員の保護では、注射も一回だし、往診も一回だというふうな状態なものですから、赤十字病院の方へかかつておりますけれども、その拂いも、どうにか

こうにかやつておまして、食物を節約したりして、医者の方を拂つたりしております。

そういうわけでありまして、私も何か内職をしたいと思つては、私も小さい子供をかかえておましては、とうてい内職もできないと思つております。そのほか主人があいいうところに入つておまして、差入れたの何かの費用もありませんけれども、その方は主人にあきらめてもらつて、月に一回か二回という程度にしておまして、なるべくなら、生活できるだけの保障を今後お願いしたいと思つて、簡単でございますが、以上申し上げ

○堀川委員長 次は、青木秀夫君。

○青木公通人 私は青木でございます。新しい生活保護法案について、その趣旨の實現に關しまして、他の法例並びに予算措置、また運営の實施面について、若干の意見を申し上げます。

いろいろお話がありましたように、この草案におきましては、生活権保障の實現の理想が掲げられておりますが、そのためには、何と申し上げても予算を確保するということが、まず第一だと思つてございまして、それにつきまして、その第一にならざるは、何と申し上げても今までお話にありました保護の基準の問題だと思つてござい

ます。これが、厚生大臣が定めるということになつておられるのでございまして、厚生省当局におかれましては、非常に御苦心をなすつて、ただいままで第十次改定というふうな、苦勞をされておるのでございまして、その苦勞にもかかわらず、なおかつ保護を受けている人

たちが必ずしも満足をしていないといふことを考えなければならぬと思つてございまして、基準設定に關する何かの機構というものを考える必要があると思つてございまして、これはあ

とでも申し上げたいと思つてござい

ますが、百億ないし百五十億の國費を使うのに、その基準になるものを設定することについての役所の機構というものが、現在では非常に貧弱であると思つてございまして、社会局保護課の一隅においで、わずかの人がいくら一生懸命勉強しても、他の方面の材料をかき集めて来て、これを継ぎ合せるというふうな機構では、とうてい合理的な満足すべき案をつくることはできないと思つてございまして、この機構を整備するために、相當の經費を計上すべきことが必要と思つてござい

ます。これは役所の機構をふやせとか何とかいうような問題とは違つたのでありまして、百五十億の金を使う必要経費として、当然是認されるべきことであると思つてございまして、従来経済界の変動が非常に激しくて、インフレにつぐにインフレをもつてしていたものであります。その間の当局の苦心は大いに多とすのであります。今後これをさらに合理的に、理論的にも實際的にも調査研究をして行く機構を、しっかりと打立てていただくようにお考えを願ふ必要があろうと思つてござい

ます。と同時に、これを各方面の人に納得していただく。社会各層の支持を得られるという考慮を拂ふ必要があると思つてございまして、これについてはあるいは審議会の制度、あるいは委員会の制度というものを考える必要があろうかと思つてござい

ます。この第八條の條文の中に、もしでき得るならば、そういう機構について一項お加えいただくならば、非常によくなるのではないかと思つてござい

ます。それから第二点といたしましては、國及び地方公共団体の予算の確保につ

いては、この法案中には明文がないのであります。これはいわゆる國の義務及び地方公共団体の義務に属するものであろうと思つてございまして、この經費を必ず確保しなければならぬと思つてございまして、あるいはこれは國の責任であるというふうにも解されま

すが、他の一面において、保護の第一線に當るものは市町村長であるというふうになつておるのであります。市町村長は國の機関としての働きをしておると思つてございまして、この國の機関としての活動に對して、市町村が經費を支弁してございまして、市町村になつておるのでございまして、そういう場合に、保護の決定が迅速に行われ、かつ遅滞なくその費用が拂われるということが必要なのであります。これは國及び都道府県の予算が、十分確保されるということが必要であると同時に、特に重要なことは、市町村の予算計上というものを十分にさせておかなければ、市町村長はこれを支出することができないと思つてござい

ます。これが法の建前において、市町村という自治体と市町村長という身分が、國の機関として働くというとき、ギャップになると思つてございまして、この關係について、この法案においては、はつきりしてないののでござい

ます。あるいはこれは地方自治等の明文によつて解決される問題である

うとも存するのであります。地方自治法の第七十七條の義務に属する経費という中に入る費用かもしれませんが、せつかくこの法案を、新しい憲法の理想にのつとつてつくるというときであります。あるいは道義的規定と類されるものも相当織り込んであるのをごさいますして、こういう事項を——市町村

あるいは都道府県は、十分な予算を計上する責任を持つものであるという一項をお加えおき願うことが必要ではないかと思ふのをごさいます。ことに従来市町村は一概の負担をしておるわけでありましたが、その一側の負担すらも非常に困難を感じておる。あるいは分與税がその財源であるというようになるとなつておつたのでありますが、これがあまいものになつてしまつて、いるというやうなわけのをごさいますので、これを十分この法において確保するようにしていただかなければ、法の円滑なる実施という点において、欠けることになるのではないかと思ふのをごさいます。

もう一つ、市町村においてこれを実施することについて困難を訴えておるものに、いわゆる事務費の負担というものがあり、非常に問題になつておると思ふのであります。市町村の事務費について、国において相当めんどろをみてやる必要があるのではないか。あるいは全額あるいは半額というやうなものをごさいます。これは市町村長以下の吏員が、国の機関としてこの仕事を扱うという意味においても、当然そう考へるべきであらうというやうに考へられるのをごさいます。これはまた後ほど触れたいと思ふのでありますが、今回こ

の法案で事務機構を整理するということになつておるのでござりますが、その事務機構を整理するについても、いろいろ考慮を拂わなければ空文に帰すると思ふのであります。すなわち責任を持つ事に当る補助機関を置くという措置を、十分固く考へる必要があると思ひます。

それから保護の実際について、従来問題になつておりました点は、国からの予算が非常に遅れるという点が問題になつておるのでござります。これは予算の成立あるいは令達というものの技術的な問題であらうかと思ひますが、市町村においては非常に迷惑を感じる。ことに年度がわりというやうなときになりましては、非常に迷惑をして、いわゆる立てかえ拂いをしておかなければならぬというわけでありまして、これが今日の地方自治体においては、非常に困難を感じるものでありまして、これについては、あるいは国、府、県というやうなところにおいて、相当の措置を考へなければならぬと思ふのをごさいます。あるいは繰上げの費用とか、あるいは従来は認められておつたことと思ふのをごさいます。新しい財政法その他では、こういうことはできないやうであります。継続的に保護をしなければならぬ義務的なものについて、そういう制度をもう一ぺん考へ直してみよう必要があるのではないかと思ふのをごさいます。

その次に申し上げたいのは、補助機関の充実と素質の向上という点を申し上げたいと思ふのをごさいます。民生委員の問題が出ておるのでござりますが、この民生委員の活動と市町村の社

会福祉主事との関係をどういうやうに調整するかというところは、すこぶるむづかしい問題であらうと思ひますが、公的責任を持つ市町村長の補助機関として社会福祉主事を置くということ、理論上まことに筋の通つた措置であらうと思ふのであります。しかしながらこれにはその局に当る人の素質と、その教とが問題になると思ふのをごさいます。これは先ほどもちよつと申し上げました百五十億の金を運営する事務機構の問題に関連することであるので、この際十分この機構を整備するやうにしていただかなければならぬと思ふのをごさいます。市町村の行政費については、補助費も負担費もないというやうな状況でありまして、これは当然国において考へて、第一線に優秀なケース・ワーカーを配置するやうにする必要があるかと思ふのをごさいます。

また専任の吏員の養成訓練というところが、この法案には書いてないのでござります。他の法案、たとえば児童福祉法とか、あるいは身体障害者福祉法といったやうなものには、こういう仕事を取扱う人の養成訓練の規定が、わずかにありますが、書いてあるのをごさいます。これらの法律よりもさらに大きな予算を運営する人たちの養成訓練という点について、法文にこれが盛り込まれていないことは、やや不平を失するやうな感じがするのであります。あるいはこれは近く制定を予想される社会事業の基本法において触れられるつもりであるかもしれぬと思ふのであります。もしそういう方面でお考へがいただけるならば、それ

に譲られてもけつこうとは思ひますが、この専任職員養成訓練というところは、非常に大事な問題でござりますので、この点をお考へおき願うことが必要ではないかと思ふのをごさいます。

それから保護費を支拂いの迅速化という点でござります。これは三十一條にありますが、前拂いの制度が、この法文に明らかにされたことは、非常にけつこうなことであると思ひます。これについて意見を申し上げたいと思ひます。前に前拂いの制度を生活扶助のみでなく、教育扶助というやうなものについても考へる必要があるのではないかと

思ふのをごさいます。従来の教育扶助は、生活扶助の中に入つておつたから当然考へられたのでありますが、教育扶助もこれは学期の初め等に相当多額な金がいりますので、前拂いをする必要があるのではないか。あるいは他の扶助についてもこれを考へる必要があるかと思ふのをごさいます。それからこの前拂い制度の実施を確保する措置を考へる必要があるのではないかと

思ふのをごさいます。法律にこれを明文したものであります。これは被保護者の権利になつておるのか、あるいは単に市町村長の行政上、執行上の訓令的な規定にとどまるものか、この法文の書き方ではすこぶるあいまいであると思ひます。これは被保護者の方からは権利と解釈するであらうと思ふのであります。また市町村長も必ずこれを前拂いをするやうに努めなければならぬと思ふのであります。それを履行する義務というものが、どの程度のものになつておるのか。一月以内という、非常に逃げたやうな

言葉も書いてありますし、たいへん問題になる規定ではないかと思ふのであります。立法の趣旨はよくわかるのであります。立法の趣旨はよくわかるのであります。法文の書き方と、さらにもう一つは予算上の措置であらうかと思ひます。これは市町村長がもし予算がないとき、あるいは不足なときはどういうやうにしてこれを履行するののか。一時借入金というやうなことでして、この義務を履行しなければならぬのか。またその権限といふものは一時借入金、あるいは予算外の借入れをするやうなことが、地方自治法によつて認められておるのかどうか。あるいは認められていないとするならば、この法律においてはつきりとその権限を認めておかなければ、すこぶる危険な規定ではないかと思ふのであります。一方においては履行自体による責任を市町村長は負わなければならぬとせんし、あるいは他の一方においては、予算がない場合に、もしこの支出をしたとすれば、予算外支出をしたというところでその責任を追究されるというやうなことになつては、非常に問題になりますので、この点はもう少し研究を要する問題であらうかと思ふのをごさいます。自治法におきましては、年度内に返還をする借入金先は認められておるものでありますが、問題は先ほどもちよつと申し上げましたやうに、年度がわりのときに起きるのであります。そういうやうなときに、年度を越えてやる三月四月というやうな

ことのできるやうな権限を付與し、その責任を解除するやうな規定を考へる必要があるのではないかと思ふの

を考へる必要があるのではないかと思ふの

に考えるのでございます。

それから府県市町村への補助金が、非常にこれまでは遅れておるのでございますが、その立てかえの支拂いをしてなければならぬ、これが問題でございます。しかしながらさらに問題になりますのは、保護施設の委託費の支拂いが非常に遅れておるのでございす。先ほども下松さんからお話があったのでありますが、これらのものは施設の一時的入金ということによつて急場をしのいでおる。それが何箇月かのあとにならなければならぬ。その間の借入金、銀行その他の金融機関から高い利息を拂つて借りて来なければならぬ。しかもそれは十分なる保護費から取れないということにしてありますので、この点については遅れた場合には、あるいは利息などは拂わなければならぬのではないかと、これが当然考えられるのでございす。これは法文の上に明らかにする、あるいは実施のときに御考慮を願わなければならぬと思つてございす。

それから繰りかえ支弁の規定が七十二條でございすか、はつきりと掲げられておるのは非常にけつこうであります。これについて問題を私は二つの御指摘申し上げたいと思つてございす。一つはここに「その区域内に所在する保護施設又は指定医療機関」というふうに限られておりますが、これについてさらにこの範囲を拡張する必要があるのではないかと、これがその第一点でございす。たとえばこれは身体障害者福祉法に書いてある失明者の更生施設とか、あるいは更生指導施設というふうなものもこれに含まれ

るのかどうかというところは疑問でございますが、いわゆる保護施設あるいは児童福祉施設というふうなものが、みな別個の取扱ひを受ける。しかも法律が違ふということになりますと、これはそういうものが含まれないように考えられるのでございす。現にそういうところにも多数の生活保護を受けられる方が入られるのでございすので、そういう方面へこれを範囲を拡張していただくということが第一点。それから第二点は、この地元市町村に對しては、財政上特別の措置をお考えをいただく必要があるだろうというふうに考えられるのでございす。大きな市——東京都は都でやることになつておるから、けつこうとは存じますが、他の市あるいは町村というふうなところになりましますと、この繰りかえ支弁をするための事務並びに保護費というものが、相当多額になると思つてございす。あるいは結核療養所、あるいは身体障害者の施設、あるいは子供の施設というふうなものにおいて、生活保護のめんどうを受けられる施設がたくさんある所、しかもそれは必ずしも財政上ゆたかでない町村があるものでございす。その場合その事務費なり、あるいは繰りかえをする経費というものは、どういうふうにして支弁するの、あるいは借入金をもつても支弁しなければならぬのか。あるいはその義務があるのかどうか。この点は一時期繰りかえししなければならぬというふうに書いてあるのでもございす。これは義務となるならば、あるいは平衡交付金等において特別の措置が講ぜられるのかどうか。あるいは直接国においてそこに相当の補助金等をお考え

になるのかどうか存じませんが、財政上特別の措置をとる必要があると思つてございす。ただいま申し上げました身体障害者の施設等を見まして、たとえば塩原町とか、相模原町というふうな所は、必ずしも財政上ゆたかな所ではございせん。また結核施設の相当たくさん集まつておる清瀬村というふうな所にも、問題があるのではないかと、思つてございす。そういう点の御考慮をお願いしたいと思つてございす。

それから四番目に、保護施設について二、三の意見を申し上げたいと思つてございす。第一点は保護施設の経営主体についてでございます。これは保護施設はだん／＼公営のものが増加しておるのでございす。私はさらに公営のものを増加するように、国においてお考えを願わなければならぬ。これは施設の敷も収容能力も、現在では非常に足りないでございす。たとえば養老施設についてここに下松さんが見えてございす。現在約八千人ばかりの方が養老院に入つておられるのであります。しかしながら全国的にこれを見ますと、約三万人の老人は養老院においておせわをしなければならぬといふような状況になつておるのでございす。また家族制度の変遷等を考えますならば、今後ますますこの要保護老人というものがふえるといふふうに考えられるのでございす。そういうふうな場合において、この養老施設というふうなものは、単に民間のみまかせておくといふことはどうかというふうな考えられるのでございす。またいわゆる宿泊提供の施設とい

うようなものも、これはもう民間ではどうにもいたし方がないのでございす。民間には新しいものをつくる能力はないのでございまして、これは公の力にまたなければならぬのであります。ところがこの法案におきましては第四十條に、「都道府県は、保護施設を設置することができぬ」というふうな書いておられます。また「市町村は、保護施設を設置しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならぬ」といふふうな規定は、保護施設を果すという意識込みで、この法案に少し盛つていたのだと、單に費用を負担する、金を出さうというところだけではなく、自分で施設を持つてその責任を果すという意識込みを、この新しい法案に對して考えていただくことが必要ではないかと思つてございす。それは別に新しい事例でも何でもございせん。児童福祉法の三十五條におきましては、「国及び都道府県は、命令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならぬ」といふふうな規定をいたしており、また身体障害者福祉法の第二十七條においても同様の規定を置いておるのでございす。こういうことを考えますならば、この規定をさらに積極化して、国、都道府県、市町村の意識込みをここに示すようにしていただくかと思つてございす。ことに養老院というものは、人間の生命あるいは老衰といふことはたれしも免れないものでございまして、人口百万になれば、その中何人かは、必ずお世話しなければならぬ者が出て来る

のは当然でございすので、これのときは必ずや都道府県に一箇所は、都道府県の責任として設置せしめるような義務を負わす。また宿泊所の提供の事業といふものも、国庫補助をもつて、都道府県あるいは市町村に必ず設置せしめることができるような措置をとつていただくかと思つてございす。ことに先ほど下松さんからお話がありましたように、民間の施設においてどうにも手に負えないというふうなものの措置を、最後にどこでめんどろをみるかというのを考えて参りますと、これは公権的施設においてめんどろをみていただくという道を開いておかなければならぬのでございす。現在の生活保護施設は大体四割程度までは民間にその責任を移しておられるのでございす。それでなく、さらに国、地方公共団体の法的責任をみずからの施設においても果すのだということが必要ではないかと思つてございす。

それから民間の施設につきましては、問題が相当たくさんあるのでございす。そのおもなものを二つ、三つあげたいと思つてございす。それは委託費の問題でございす。これは先ほどもお話があつたと思つてございす。が、現在の私設経営の実情から見ますと、これはかなり不足をいたしております。養老施設というものは、ごく大略的に見ますと、必要な経費に比べて三割程度は不足しておる。昨年は四割くらいは不足しているというふうなことであつたのであります。厚生当局のお骨折りによつて、非常に措置費が上げられて参つたのであります。なお三割は不足しておるというのが実情のよ

うでございまして、これらは共同募金とか、あるいはララ援助、あるいは他の特殊寄付でまかなうというような状況でございます。また特殊婦人の施設、あるいは浮浪者の收容施設というようなものは、四割ないし五割も不足しておるといふようなことを訴えてお

るのでございます。これらのものは共同募金の配分をするときの調査でわかつた事柄でございますが、さらに精細に調査をしてみる必要があるかと思うのでございます。ことに問題になりますのは、そこに働いておられる職員の方々の俸給その他の事務費というものの対しては、公の施設と比べものにならないほどひどいというのが実情でございまして、これについてはあとでまた私設の職員の身分の保障という点で申し上げたいと思つておつたのであります。が、こういうことを考えますならば、この委託費を決定することについても、單に一方から施設は委託があつた場合にこれを拒んではならないというこゝとも、その費用が国または都道府県または市町村から行つた経費でこれをまかなわなければならないという観念をごつちやにしてはならないと思うのでございます。引受ける義務があるからには、その義務を果すだけの経費は十分支出するということが必要であらうかと思つてございまして、その委託費決定について、私設側と相談をされるとき、御意見を聴取されるとき機構をお持ちになることが必要ではないかと思つてございまして。現在の民間施設の賃金ベースが非常に低いという点も、私設側の意見を十分御信用になつて、この委託費の中に十分盛りこめるような機構をお考えを願いたいと

思うのでございまして、これらももし
法文に必要とするならば、お書き加え
を願うことができれば非常にけっこう
だと思ふのでございます。それから私
設側で委託支拂いが非常におそくて困
つておるといふことは、前にお話があ
りましたので省略をいたします。

その次は職員の問題でございませ
うが、現在の保護施設は、公共施設の代
行をしておるといふのがその実情でござ
います。しかしながらその職員の待遇
は非常に薄いのでございまして、その
で、その共済制度とか養老年金の制度
をつくつていただきたいという要望が
非常に強いのであります。ことにさ
し迫つた問題では、私設に職を奉じてお
られる方々の身分の保障ということがあ
問題になつて来るのでございます。こ
れは被保護者の権利を擁護される点か
らは、非常にけっこうなこととは思
うのでございますが、たとえば養老施設
に入つておられる方では、あるいはそ
の性格が異常な方もおられる。あるい
は虚偽の風説をまき散らすとか投書を
するとかいふことで、それをもし一般
の方がそのまま信用される、あるいは
一部報道されるということになります
と、多年こういうことに献身されて来
た人も、非常な疑いを受けるとか、そ
の地位を去らなければならないような
ことになるというような困難に遭遇さ
れることがあるのでございます。こう
いうような点について民間施設の職員
の身分について、何らかの措置を講ず
る必要があるのではないかと思ふので
ございます。ことにこの七十四條第二
項の第三号には「厚生大臣及び都道府
県知事は、この保護施設の職員が、こ
の法律若しくはこれに基く命令又はこ

れらに基いてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示することが出来る。」という条文が掲げられておるのでございます。これは公の施設としてはあるいは当然の規定であるかもしれませんが、現在の施設運営の経費も十分でない。またその賃金俸給という点についても十分な保障がないというようにときに、相当考慮を要する問題ではないかと思うのでございします。しかしながら私はこの規定をどうするということではないのでございまして、この規定がほんとうに意味を持つように、その裏づけをさせていただくことが必要であらう。すなわち委託を受けた職員は公務員に準ずるものである。その身分等の保障についても考えられる必要がある。すなわち委託費のうちの職員の俸給なり、あるいは事務費なりを十分保障されまして、いわゆる疾病なり老後なり、あるいは死んだ後の遺族のことなどについての制度について、お考えを願うことが必要ではないかと思うのでございます。

それから最後に被保護者の権利の擁護について、若干の所見を申し上げたいと思います。それは第二十七條にあります「市町村長は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をする事ができる。」第二項の「前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。」さらに第三項において「第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。」こういったのでございします。この規定と第六十二條の規定とを対比してみると、はたし

てこの表現がいいのかどうかということとを若干疑うのであります。それは第六十二條はその第三項におきまして、「市町村長は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができ」といふことになつておりまして、それをまた「指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない」といふ表現がいいのかどうか。私はこの立案の趣旨は、決してむりな指導とか指示はしてはならないという意味のか指示ではないかと思うのでございます。私の意見といたしましては、この第三項の趣旨を第二十七條の第二項の中に入れて、「前項の指導又は指示は被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度にとどめ、かつ慎重適切にこれを行わなければならない」といふふうにお書きになればその趣旨が十分徹底するのではないかと。第三項のように、何となく指示をしたことが悪い措置であるかのように印象づける規定よりは、慎重適切にやるといふふうに、その慎重適切にやする方法といたしまして、この指示をする場合には、あるいは民生委員会議の意見を徴するといふやうなやり方をする。あるいは福祉社事に十分な復命をさせて学識経験者の意見を徴してやるといふやうなことに、よつて、弊害のない指示ができるし、適切な指示もできるのではないかと。いふふうに考えるのでございます。

それから第三十條に、これ枚収容をする、あるいは収容を委託するといふのであります。その第二項に、「被保護者の意に反して、収容を強制し得るものと解釈してはならない。」と書いてそれをしてどうしても強制する場合に

は、家庭裁判所の許可を得るといふような御趣旨のようでございますが、これももつともな規定ではございますが、強制收容の方法がないというのでは、たとえばかの施設はしばらく別といたしまして、ここの救護施設あるいは更生施設というようなことについては、若干問題があるのではないかと申うのでございます。これは浮浪者の、若干施設というようなのにつれて、若干の強制力に類したものが必要ではないのか。しかしながらそれが保護施設が留置場にかかわつてはならない、こういう趣旨のことだろうと思われましますので、もう少し考えなければならぬとは思ふのでございますが、もし一方警察等の設備が十分になるならばけっこうでございしますが、そうでなくて、救護施設、更生施設というものを生かすために、その場合にこの規定がそのままうまく運用できるのかどうかというような点を心配いたしてゐるのでございます。

大休気のついた若干の点を申し上げて御参考に供したいと思ふ次第であります。

○堀川委員長 以前で公述人の公述は終了いたしました、公述人の方々に對する質疑を行いたいと存じます。丸山直友君。

○丸山委員 多数の公述人の方々から、われ／＼の間かんと欲すをとところをかなり詳細に承りまして、はなはだ裨益するところも多く、この法案を審議する上において便宜を得たことをまぎずお礼を申し上げておきますが、承りました中に、なお十分に私了解のできない点もございしますので、御発言の順序でお尋ねしたいと思ひます。

まず二番目に話してくださいました井上さんに伺いたいのでございますが、井上さんの最初におっしゃいました中に、この法律の改正は被保護者に劣等感を持たせるといふ言葉があつたように存するのでございませうが、この生活保護法が旧法とかわつて、今度の新しい法律のどの條項が、被保護者の劣等感を持たせるといふことに當てはまりますか。それをまず一つ伺います。

○井上公述人 大体社会福祉主事なども置きましてこれを運用しますと、法の運用の事務的処理といたしまして、官僚的方向に流れるおそれがあるのであります。それで被保護者はたいへんな劣等感を感じるでございませう。

○丸山委員 官僚と言いますか、吏員が行うことによつて劣等感を感じる。そうしますと、民生委員が行うというふうな今までの方法である、劣等感はお感じにならないという意味でございませうか。

○井上公述人 何と申しますか、割合親しまれておりまして、それによりまして、そういう劣等感が割合に少く感ずるのでございませう。

○丸山委員 さういいたしますと、あなたの御意見としては、この法律の社会福祉主事というふうな條項を廃止して、あるいは事務吏員をもつて取扱うことを廃止して、旧法のごとく民生委員がこれを取扱うというふうな改正させたいという御希望ですか。

○井上公述人 民生委員を公選制にして、一番よく市町村の実情を知つてゐる方にやつていただきたいというのであります。

○丸山委員 次に、生活保護の場合、

最低基準が低過ぎるというふうなことをいろいろ詳しくお述べになつたのであります。これは法的に申しますと、この法律でどの部分をいかように改正せよという御意見でございませうか。その点がはつきりいたしませんので、ちよつと伺います。

○井上公述人 最低基準費をもう少し上げていただきたいということでありませう。

○丸山委員 最低基準費はこの法律の中には別に規定してございませうので、いかなる部分をどういふふうに改正する御希望かということをお願いいたします。

○井上公述人 大体最初に申し上げましたように、世帯単位原則などを、結核等長期疾病者の場合、個人単位にやつていただきたい。特別にそういう解釈を入れていただきたい。それから最初の「目的」で、ほんとうに實質的最低生活ができるということをつけ加えていただきたい。

○丸山委員 どうもまだ私、はつきり御意思がのり込みませんのであります。その次に、保護施設の長に保護の停止等の権限を與えておくことは危険である、こういうお話があつたわけでありませう。これは法律で見ますと、私何條に當るかちよつと見当りませうが、保護施設の長には保護の停止権限を與えてないと思ひますが、そういう條項がありませうか。

○井上公述人 第六十二條にありませう。

○丸山委員 四十八條の四項「保護施設の長は、その施設を利用する被保護者について、保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認める

ときは、すみやかに、市町村長に、これを届け出なければならぬ」となつておりますので、別に保護施設の長がただちに保護の停止等を命令する権限はないように私は考へておりますが、今の公述人はそれはあるといふふうにお考えでありますか。

○井上公述人 それは私がもし権限と申しましたらこれは私の間違ひで、そういう干渉を與えるといふことは非常に危険である。

○丸山委員 わかりました。それから引續きまして、国民保険の医療、診療に從うといふことは、それでは最低医療の確保ができないといふふうにお話があつたわけでありませう。これは私この間から実は社会局長にもたび／＼質問したことなのでございませうが、国民保険の医療は、実は最低の医療ではないはずだと思つておりますが、現在はどうしますと、国民保険の医療に準ずるような医療になつた場合には、現在あなた方が受けておいでになる医療よりは低下するとお考へになるか。つまり言いかへますと、現在、一般に受けてゐる国民保険の医療よりも、もつと上等の医療を受けつつあるものであるが、これが改正によつて低下する。こういうふうな意味でございませうか。

○井上公述人 その通りであります。

○丸山委員 ありがたうございませう。つづいてございませう。

次に牧野さんに順序として伺ひたいと思ひますが、いろいろ承りました。かなり省略なさいましたので、よくのり込みない点もあつたのであります。ちよつと今のつきまつたことと、診療方針と完全診療といふ場合だと思つておりますが、何か医療機関の

指定制度について懸念を持たれるようなお言葉があつたと思ひますが、どういふ御懸念がございませう。もう一度承りたいと思ひます。

○牧野公述人 最初時間の關係上省略した点を申し上げます。これは都内のある施設に起きた實際の問題でございませう。従ひましてあるいはそれは本省なり、あるいは本法の制定の趣旨においては、そういう趣旨でない、まことによい趣旨であつても、それが末端に行くと行われないうふうな結果によつて生ずる問題かも知れませうが、事実どの程度に立法の趣旨が運用されてゐるかといふことを、私現に昨日都内の二、三の区役所で聞きまして、ときに、ある一つの問題につきまして、実に驚き入つたことは、見解が違ふのです。そういうような問題がございませう。私がある施設において聞きまして、そこは、結局末端の取扱ひの不十分なためであつて、法自体の問題でないといふことが言ひ得るかも知れませうが、それはある浮浪者收容施設でございませうが、そこで診療を受けたい。そしてある一人の受けましたとき、注射をしてくれた。幸いにそのために非常に早くなおつた。その次に同一の病状で、医者がさういふふうな診断をしたわけであつた。しかしながら前に診療に使つた注射を使つてくれなかつた。そのために非常に快癒するものが、全快するのが遅れた。それでなぜそれを使つてくれないかと言つたところから、その指定された医者が施設の長に申しますには、たといこれが診療のために必要である、適当な処置であると考えても、やはり一々許可をあとで受けなければならぬ。いわゆる審査を

受ける。そのために、きめられた診療方針のもとにおいてやつたあとで、それを拒否される場合がある。従ひまして、これは今日の医療制度の問題になつて、やはり経済的縛縛もございませうが、その意味においてそれが行ひ得ないという点が實際にありませう。従ひましてこの診療の方針といふものにつきましては、先ほどの公述人の方から申し上げましたように、国民保険でなく、健康保険によつてやつていただきたいといふこと、それもなるべくよりよき弾力性を持つていただきたいといふ意味を申し上げたのであります。

それから医療機関の指定の問題でございませうが、私は少くとも今日の憲法の上から行きますと、いわゆる個人の人權の自由といふものはもちろん認められております。従ひまして、この資本主義の制度下におきましては、營業の自由もございませう。しかしながら結局個人の自由も社会福祉、公共の福祉のためにはそれが結集されなければならぬといふ意味合いにおきまして、医療機関の指定を拒否するといふのは、やはり拒否する何らかの理由がそこに存在すれば、たとへば医療扶助の支拂が非常に滞る。従ひまして、今日の開業医制度においては困るという問題がございませう。その他手続が煩瑣である。おそろくさういふような意味合いから指定を拒否するのではないかと。私はさういふ場合に、一方においては支拂の遅滞とか、煩瑣なる手続を改良いたしました。他方におきましては、公共の福祉のために医療機関の指定を拒否する自由を與える必要は私はない

請を受けて手続をして……。それはうねさんでしよう。

○竹内(政)公述人 生活保護を受けている者は、医者にいかつても一週間に一回往診で、注射も一回しかししてもらえないというのを……。現在のお医者さんの奥さんが民生委員の役員をしていらつしやるのですが、そのお医者さんがそうおつしやるというのです。

○堀川委員長 ということを聞いたのです。

○竹内(政)公述人 そういふことを聞いたのです。私がかかつてゐるのは外科で、赤十字病院にかかつてゐるのですけれども……

○丸山委員 そうすると話が二つなんですか。

○竹内(政)公述人 そうです。二通りになつております。

○丸山委員 生活保護でかかると一週間に一回くらいしか往診をしてくれないといふことを聞いたから、そんな医療では困るから、あなたは赤十字病院へ、生活保護でなく、金を拂つてかかつてゐるというのですか。

○竹内(政)公述人 今は赤ん坊が外科にかかつてゐるのです。

○丸山委員 一週間に一回くらいしか往診しないといふことを話したのは、医者が言つたわけですね。

○竹内(政)公述人 そうです。民生委員の役員をしてゐるお医者が……

○堀川委員長 直接あなたに言つたのではなくて、そういうことを聞いたのです。

○竹内(政)公述人 そうです。ですから民生委員にかかつてゐると、往診も一週間に一回くらいしか来ないのかと思ひまして、お話に出したのです。

○丸山委員 そういふ話を聞いて、そんなことでは困るからというので、あなたはほかの医者に金を拂つてかかつてゐるといふわけですね。

○竹内(政)公述人 そうです、むりしてまでも……

○堀川委員 さつきのお話の中で、同居してお母さんは生活保護を適用できないといふことをおつしやつたのですが、お母さんは何か自分だけで生活をするものを持つてゐるのですか。

○竹内(政)公述人 全然持つておりません。今までは母は板橋の方におりまして、今度の事件で私がしつちゆう歩きまゐるので、私の方に呼び寄せたのですけれども、役場の方へ言ひましたら、母の分はもらえないといふことを言つたのです。ですから現在は六人分だけしかいただいてゐないのです。

○堀川委員 お母さんはお幾つになられる方、あなたとの御関係はどういう御関係ですか。

○竹内(政)公述人 私の実の母で七十一歳です。

○堀川委員 そうすると、つまり竹内さんのお母さんでなしに、あなたのお母さんだからというので、現在一緒に住んでおられても、その扶助が出していただけない、こういうわけですね。

○竹内(政)公述人 そうなんです。

○堀川委員 それからもう一つお聞きしたいのですけれども、今赤十字にかかつてゐるとおつしやしましたね。あれはあなたがかかつてゐるのですか、赤ん坊ですか。

○竹内(政)公述人 赤ん坊がやけどから微菌が入りまして、腕の方に来て脇

の下へ膿がたまつてしまつたのです。それで切開しましてかかつておりま

す。

○青柳委員 ただいまのお話ですが、そのお母さんは板橋では生活保護を受けておられたのですか、どうですか。

○竹内(政)公述人 生活保護は受けておりません。兄のところにおりまして、こちらの私の方に呼び寄せたので

す。

○青柳委員 そうすると、そのお母さんはあちらにあればそう困られないのですか。

○竹内(政)公述人 いいえ、私の兄も生活に困つておりますから、私の方へは母の分としては全然仕送りはないのです。

○青柳委員 あなた、あるいはあなたのお子さんが赤十字にかかつておられるそのお金は、保護をもらつておられないのですか。

○竹内(政)公述人 月にいただいてゐるそのお金のうちから、配給物をとらないで医者の方にまわしたりしております。

○青柳委員 そういたしますと、お子さんがお医者にかかつてゐるからお金がかかるといふことで、民生委員に頼まれたことはいふことで、

○竹内(政)公述人 頼みません。

○青柳委員 それは頼んでごらん下さい。

○伊藤(憲)委員 先ほど私の聞き違ひかもしれないんですが、あなたが生活保護費をたしか六千幾らだかいただいて、そのうち主食に四千円ほどかかつて……

○竹内(政)公述人 あと二百円は、官舎におりますから、家賃を拂わない

と立ちのきを命ぜられると思ひまして、むりしても家賃の方は先に拂つております。

○伊藤(憲)委員 野菜とお魚で五十円というふう聞いたのですか……

○竹内(政)公述人 お魚が肉を五十円買つて、肉ならみそ汁に入れて、月に一回いただくようにしてあります。

○伊藤(憲)委員 五十円というのは月の話を言つておるわけですね。

○竹内(政)公述人 そうでございます。

○堀川委員長 よろしゅうございますか——それは竹内さんと江津さんはお知りください——では丸山委員。

○丸山委員 次に下松さんにただ一点だけ伺ひたいと思ひますが、公益法人以外の——暫定的でも宗教法人のようなのがこのに参画するように希望するといふことをおつしやつたわけですが、現在そういうような施設のもの、あるいは宗教法人が、この法律によつて禁止せられる、あるいは三箇月間の待期の後に禁止せられるというやうになつておられますが、大体その概数が、おわかりになつておりますか。

○竹内(政)公述人 全国的に禁止せられるであらうと思ひます。

○下松公述人 概数はつきりわかりませんが、相当あります。それから教団といふのは救世軍があります。

○丸山委員 公的な機関を拡充いたしまする必要といたしましたが、大体どのくらいに拡充する必要があるかといふことを勘案しなくちやならぬわけでございますから、当然禁止せられるもの数がわかりませんと、これに対するわれわれの考えがはつきりきまらな

いわけです。従つてその数を明確にし

たいと考えて伺ひたいわけですが、現在おわかりになりませんければ、明日でも明後日でも、御調査の方法がございましてら調査して、御報告願ひたいと思ひます。

○下松公述人 御報告いたします。

○丸山委員 次に朝倉さんにお伺ひたいと思ひます。いろいろお話がございしましたが、省略いたしまして、五番目に、民生委員を公選有給制にした方がよいという御意見があつたわけでありまして、そうしますと、それは協力機関、補助機関という簡條全部を改正いたしました、ここにそれを入れようという御意見ですか。

○朝倉公述人 さようでございます。

それから社会福祉主事もやはり創つて、今市町村長の選挙を公選でやりますが、民生委員はあいつた形で選挙してもらひたい。今の推薦式はあまりよろしくない、先ほど江津さんがおつしやいましたが、それと同様の意見であります。

○丸山委員 次に増田さんにお伺ひたいと思ひます。あなたは他の公述人と違つて、直接市町村に職を奉じておられるので、私は非常に期待して承つたわけでございます。あなたは、民生委員を協力機関とするということに對しては、やはり疑問を持つておいでになると思ひます。

○増田公述人 協力者であるといふこ

はあなたが統帥しお使いになつてゐるものでありますが、現在あなたの方のお使いになつてゐる吏員では、とても民生委員の働きをさせるだけの自信がないとお考えになりますか、いかがでありますか。

○増田公述人 協力者であるといふこ

とに疑問を持つと申し上げていたとすれば、私の言い違いなどで、援助者としての立場に立つということならよろしい。従来のように協力者として町村役場の仕事をともにやつて行くということならばその方がよろしい。こういう意味なんです。

○丸山委員 そうしますと、民生委員はこの法律案では協力機関にかわつたわけでございしますが、この改正の方がよろしいという御意見なのでございすか。

○増田公述人 私は本案をこの席で拜見しただけで、そこに誤解があるかも知れませんが、従来の法律で、扶助の責任者は道府県知事であり、協力者が市町村長であり、民生委員は援助者である。かように考えていたので、さよう申し上げたわけであります。

○丸山委員 端的に申し上げますと、この改正がよいとおっしゃるのですか、悪いとおっしゃるのですか。

○増田公述人 従来通りがよいというのです。

○丸山委員 もう一つ伺いたします。これは竹内公述人からも話があつたこととありますが、医者の診療内容審査いたしますが、改正法案では県知事がやることになつてゐる。ところが竹内公述人の意見は、後ろであなたも聞きになつておつたと思ひますが、市町村長が第一線の事務を取扱つてゐるから、市町村長の申請によつて県知事がやる方がよい、こういう意見であつたのです。市町村当局としては、市町村長が県知事に申請をして、知事がやる。こういう順序になつた方がよいとお考えになりますか、あるいはそんなことはしない方がよいとお考えになりますか。

えになりますか。

○増田公述人 この席上で法案を讀んでいただけですから、詳細なことはわかりませんが、今のお話に基いて考えますれば、やはり町村長が決定をして行く方がよろしい、こう考えております。

○丸山委員 市町村長が決定するのでございせん。具体的に申し上げますれば、医者から市町村長に請求書が出て参りますね、そうしますと、その内容に対して、これが不適当な診療内容だとか、あるいは不適当な診療報酬請求だというような場合には、県知事が吏員を使つてこれの審査をするというのが今度の法律案であつて、市町村長がこれをどうするということとはちつともうたつてないわけですね。なお竹内公述人からは、市町村長の申出でしたかによつて県知事が命令して、そうして審査機構をつくつて、そこで審査することがよろしいという発言があつたわけでありまして、その点について、市町村長が県知事に申請するという順序をとつた方がよいか悪いかということではございせん。

○増田公述人 法文をよく読んでおりませんから、お答えすることがどうもちぐはぐになるようですが、ただいまのお説は、医療給付を決定するのは町村長という意味ですか。診療費を決定することか、いずれのことですか。その点はつきりしないものですから、どうも申し上げることがちぐはぐになつてゐる……

○丸山委員 どうもよく御了解にならぬようです。質問を説明する方が少しむずかしくなりますから、質問はこれやめます。

次に竹内一さんにお伺いしたいと考

えます。それは医療機関の指定の問題でございす。医師を指定するということと、医療機関を指定するということとの間には、相当差違があるということももちろんでございす。あなたさまの御意見によりまして、担当するものを医師あるいは歯科医師、薬剤師、こう直接に指定した方がよろしいという御意見は、わかつたのでございす。ただその御説明の中に、これは健康保険と一致させた方がよろしいから、健康保険では、古くは機関を指定しておつたけれども、その後改正せられて、担当するものの方を指定するようになつて来たというお話が、先ほどあつたのであります。しかるに先般厚生委員会において、社会局長に私が質問したときには、それと逆の説明があつたわけでありまして、健康保険は古い法律であるから、診療を担当するものを指定したのであつて、現在の趨勢は機関を指定するように移行行くという、逆の説明があつたわけでありまして、あなた様の御意見とそこに狂ひが生じております。あなた様の御意見のごとく、健康保険においては、二十五年から機関を指定するよりも、担当するものを指定する方がよろしいと、こういう線に立つたというところに誤まりがないかどうか。どういう御意見をお持ちでありますようか。

○竹内(一)公述人 二十五年から、今丸山委員のおっしゃつたように、かわること聞いております。担当する側の立場から、当然かあるべきであると存じますが、その点をはつきり申し上げておきます。

○丸山委員 担当するものを指定いたしました場合には、医療の責任の所在

ははつきりすると考えます。しかし経理に關しましては、医療を担当するものが経理を担当しておらない場合があるものであります。たとえば公立の病院のごとき、あるいは公社の病院のごときは、経理は、医療を担当するものと異なるものが担当してゐるというものが事実であります。その場合に、医療を担当するもののみを指定して、機関を担当するものを指定しないところに不都合が生じたり、危険が生じないかというのを伺います。

○竹内(一)公述人 あくまで医療の責任は、担当する側の医師にあるわけであつて、しかし今御質問の通り、経済面を受持つておるところの開設者の問題につきまして、これは医師が指定される場合に経済面ということも考えますと、開設者の同意ということも従属的に必要になつて来るわけでありまして、ですからあくまで責任は指定医にありまして、しかし経済面と開設者が違つ場合に、経済面の問題が起つて参りますので、同意を得るということが必要になつて来るかと存じます。その程度でございす。

○丸山委員 次に五十四條で、診療録その他帳簿、書類の提出を求めることができる、というようにありますが、この医師の帳簿、書類、診療録というものは、機密を保つ義務があるものでございす。しかるに県の吏員である者は必ずしも医師に限るという規定もございせんので、この診療によつて得たところの機密が、その部分から漏洩する危険があるのであります。医師は、医療のために知り得たところの機密を漏洩するときは、重大なる罰則を負わされておるのであります。

す。しかるにこの帳簿を検査するところの吏員に、その機密を漏洩したる場合においての罰則規定がこの法律にならぬのであります。これに対してはどういうふうな御考えがございすか。

さらに先ほど担当するものとおつしやいました中には、薬剤師も含んでおると思ひますが、薬剤師の帳簿、書類というものは、いかなる範囲まで及ぶものであるか。たとえば医師から提供された処方箋だけを書類というのであるか。あるいはその他買入帳等、詳しいものでその他とお考えになるのでありますか。その点を伺います。

○竹内(一)公述人 第一の御質問に対しては、当然医療上知つた患者の機密というものは、医者は漏洩してはならない。医者以外の検査員においても、そういうことを知つた場合に、治療上の機密というものは医者に準じて漏洩することができないという義務を負うべきだと思ひます。先ほど申し上げた中にも、罰則にこれを加えるようにということを申し上げておるのであります。

第二の問題でございすが、指定薬剤師が書類の提出あるいは検査を求められたときの、いかなるものがその書類か。処方箋というお話がございしますが、そのほか薬品使用台帳とか、あるいは麻薬の台帳というものが、当然その検査される書類の中に入つて参ります。

○丸山委員 概略これで質問を終りたいと思ひますが、ただ青木さんに、この法案を審議する上で非常にたくさん示唆やヒントを與えていただいたことをお礼申し上げます。

○功田委員 牧野さんにお伺いいたし

老院だということです。その施設の費用などは、委託経費でもつてやつておいでになるかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○下松公述人 経営の費用は大部分がほとんど委託費用でやつておりまして、共同募金の配分金、小額の慈善的な寄付金、これでまかなつておるのであります。

○市田委員 私がそれをお聞きいたしましたのは、せんだつて板橋の養育院と申しますが、養老施設を委員会から見学しましたときに、あそこでやつております施設がたいへんひどいわけ、経営者の方はやはり施設委託費等の増額をしていただかなければ、とうてい満足な経営はできないということ、非常に私どもは歎願されたわけなんです。それで見て来た実情から申しますれば、年とつた方が安寧に暮らしたい要請であらうと思ふのであります。その中に浮浪者あるいははなはだしきは精神病患者と一緒に雑居しておいでになるというところがあるあります。それでほんとうに公の施設では、ただ委託費だけでやれば、そういう状態になるのはやむを得ないのではないかと思ひましたので、あなたの方に委託費を聞いていた経営が、そういう委託費くらいなものだけでやつて行けるかどうかということをお聞きしたわけなんです。

○下松公述人 形の上では、建物などは非常にいいわけでありまして、赤字といつても、銀行も貸してくれるわけではあります。自然被服、食べもの、そういう点において非常に遺憾な点が多いのであります。ところが新生園――

これは東京都の養育院で相当大きいんですが――ここで私ちよつと代弁しますが、東京都の養育院は多少浮浪者なども、やはり自然送り込まなければならぬような状態になりまして、非常にある意味で混乱していると思ひます。しかし将来養老院はいろいろ選別しまして、老後の安寧の場所であるという立場で進んで行かなければならぬというのであります。

○市田委員 そうしますと、世間で言う最も高級な養老院でさえも、ただいま下松さんがおつしやるように、やはり現在の施設費、委託費では食費その他の点で非常に遺憾な点がある、こういうお話でございますね。

○下松公述人 非常に足りないというわけなんです。

○市田委員 わかりました。こちらから願つて、年とつてから入れていただくというような所ではないわけですね。

それから次に天達さんにお聞きしたいのですが、現在の生活扶助の基準では非常に不十分だという点は、どの公述人からも述べられたわけでありまして、わけでも天達さんから数字等を引きまして、十分な御説明を得てわかつたわけでありまして、そういういたしますと、憲法二十五條に基いて、今度の改正法案にうたつてあるように、国の厚生施設が文化的な、健康な生活の基準として定められるという事になれば、これは当然今日の公述人のお話を聞けば、厚生省でもこういう非常に不十分な基準をお引上げになるだろうと考へます。そういういたしますと、予算の点においてやはりこれは大幅な引上げが当然私には必要になつて来る、かよう

に思ふわけでございます。

この点につきまして、これは先ほど青木さんからも御要求があつたと思うのでありますけれども、法文に明確に、この予算の点を国、都道府県あるいは市町村が責任を負わなければならぬという條文がないというところは、不十分だと思ふのです。これは最初の法案の改正のときには、費用の点は冒頭に持つて行つて、国、都道府県あるいは市町村は、この法案の実施に必要な十分な費用を出さなければいけないという意味のことが書いてあつたのが、とられたわけでありまして、これも、これに對して、なぜこれをとつたかと言つと、厚生省方面の御答弁では、それは当然法文にうたつてあるものはとらなければならぬんだから、屋上屋のきらいがあるから、それは書かないと言ふのでありますけれども、私は從來一番の欠点は、そういう予算的な措置が十分行われていなかった。そのために当然保護されなければならぬ人も保護されないことがあつたと考へるの、その点はやはり法文に明示するなり何なりすることが、今度改正になるならばぜひ必要だと考へるのであります。そういうことについて御意見があれば伺いたいと思ひます。

○天達公述人 十分なお答えになるかどうかわかりませんが、基準の点は金額だとか、あるいは従来ありましたようなこまかいそういう規定を一つ法文に盛り込むことは、おそらく厚生省で考へえにはなつておるのだらうと思ひますが、煩雜なわけなんです。あるいはそれがよいかどうか、あるいは煩雜でもやるかどうかというところはわかりかねますが、少くとも労働基準法では、最低賃

金はいかにして決定すべきかというところ、その決定機関はいかにあるべきかというところは規定しておるわけなんです。

それだからこういう簡條はぜひ法案に入れていただきたいと思ふのです。それから予算の点も、これは私は全部お答えするわけに行かぬのですが、ただいまわが國で戦後失業保険法ができてからの保護を受けておる人の内容、原因別の厚生省の御発表を見ますと、失業保険法ができたことによつて、生活保護法は肩の荷が軽くなつておるのじやないかと思ふのです。それからアメリカのものなどを見まして、今下松さんがおつしやいました養老院の例で言へば、養老保険でもつて費用は当然自分が出したもので、せむにだけなるのが養老院なんです。それでそれから生活保護法だけ言つても、ここにしわ寄せされておるのだからしょうがないのだというところをよく聞くのです。そうだからといつて、生活保護法はひどいものであつてよいというところにはならないので、特に生活保護法の予算の点では、いろいろほかの要素もあわせて考へられなければならぬのであります。

○市田委員 もう一つそれに関連して基準の点で伺ひたいのですが、先ほどこれは民生委員の方に私お聞きしたのですが、現在の基準では、住宅費が五人世帯でもつて一箇月七十二円となつておるの、これは厚生当局の方でも、それよりも上の場合には基準外の支出を認めるというふうなことをおつしやつたのですけれども、私は今回特に家賃なんか十五倍値上りが行われるのを前にいたしましたので、そういう基準外の支出でなくて、基準としてもう少し正しい基準を出していただか

なければ、これはまつたくお話ししたいな基準だと思ふのですけれども、その点いかがでしようか。

○天達公述人 お説の通りだと思ひます。ただその場合にも、厚生省御当局だけで御心配になると、その点が今市田さんもおつしやいましたように、合理的に行きにくい点があるのじやないかと私は想像するのですが、そのためにも、労働基準法で最低賃金の設定方法をやんと規定しておるように、生活保護法でも規定して、各方面が集められておやりになれば、不十分ながらもみな納得するものができるとは思ひます。

○市田委員 私どももそういう財政的な支出の点、またはそれにかつて生活扶助の基準の点が一番問題だと思つておつたのでありますけれども、きょうおいでになりましたそれ／＼の権威のある公述人の方が、いづれも基準の点については、現行法のように施行細則でもつて、保護課等ごく少数教でもつてきめることが不合理であつて、発表する形はいろいろありましたが、いづれもこれのためにと科学的な合理的な基準がきめられるような機関を持つことが必要だといふふうにお話になりました点を、私は非常に共鳴するわけでございます。私の質問はこれで終ります。

○堀川委員 ほかになにか御質疑ありませんか――なければこれで本日の公聴会を終ることにいたします。

終るに當りまして、公述人の皆様にはほんとうにお忙しいうところを長時間にわたりまして、きわめて熱心にいろいろな面から御意見を發表していただきました、ありがとうございます。

われ／＼といたしましたも、ほんとうに皆さんの御意見を参酌いたしまして、法案を審議することができ、幸いに存じます。はなはだ簡単であります。これをもちまして御挨拶いたします。

それでは本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十三分散会